

(素案)

愛川町公共施設等総合管理計画



平成29年2月策定
(令和4年 月改訂)



神奈川県 愛甲郡 愛川町

目 次

第1章	総説	1
1.1	背景と目的	1
1.2	計画の位置づけ	2
1.3	計画期間及び計画の対象範囲	5
第2章	愛川町の概況	6
2.1	位置・地勢	6
2.2	町の歩み	7
2.3	人口動向	8
2.4	財政状況	10
第3章	公共施設等の現状	14
3.1	公共施設の現状	14
3.2	各公共施設の配置	18
3.3	インフラ施設の現状	27
3.4	更新費用等の見通し	29
第4章	公共施設等の管理に関する基本的な方針	32
4.1	全施設の基本的な方針	32
4.2	施設総量の削減	34
4.3	公共施設等の管理に関する基本的な考え方	36
4.4	施設類型別の基本的な方針	38
4.5	インフラ施設の基本的な方針	41
第5章	計画の推進体制の整備	43
5.1	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	43
5.2	フォローアップの実施方針	43
5.3	職員のスキル・意識の向上	44
5.4	官民連携の取組み	44
5.5	住民等との情報共有	44

第1章 総説

1.1 背景と目的

各種の行政サービスを行う上で、公共施設やインフラ施設（以下「公共施設等」という。）は欠かすことができません。

役場庁舎をはじめ、小中学校、文化会館・公民館、保育園、児童館など、本町が保有する公共施設は多種多様にわたります。それぞれの設置目的の下、それぞれが果たす役割は大きく、中には災害発生時に避難所や防災施設としての役割を持つものもあります。また、道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ（社会基盤）施設は、安全・安心な住民生活を支える不可欠なものです。

本町は、1965（昭和40）年から1995（平成7）年までの30年間で、人口が1万4千6百人余りから4万3千人余りへと約3倍に膨らみ、急激な都市化の進展に合わせ、数多くの公共施設等を整備してきました。

そして、現在は、経年による老朽化が進み、施設の改修費、維持補修費などの費用が増大する一方で、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や新たな行政需要への対応など、限られた財源を優先度が高い事業から充てる必要があり、厳しい財政運営が見込まれています。

計画の目的

- ・ 長期的な視点に立った財政負担の軽減・平準化
- ・ 持続可能な行財政運営と公共施設等の最適な配置の実現



今後、人口減少が進み、大幅な経済成長が見込めない中であって、多くの施設が耐用年数を経過し、更新にかかる莫大な費用負担が予想されることから、継続して良質な行政サービスを提供することが困難な状況になる恐れがあり、今後は、公共施設等にかかる維持管理費用の抑制や施設保有総量の縮減などに取り組む必要があります。

このような社会情勢等を踏まえ、国では、2013（平成25）年11月に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、全国の地方公共団体は、その行動計画として「公共施設等総合管理計画」を策定するよう2014（平成26）年4月に国から要請されました。

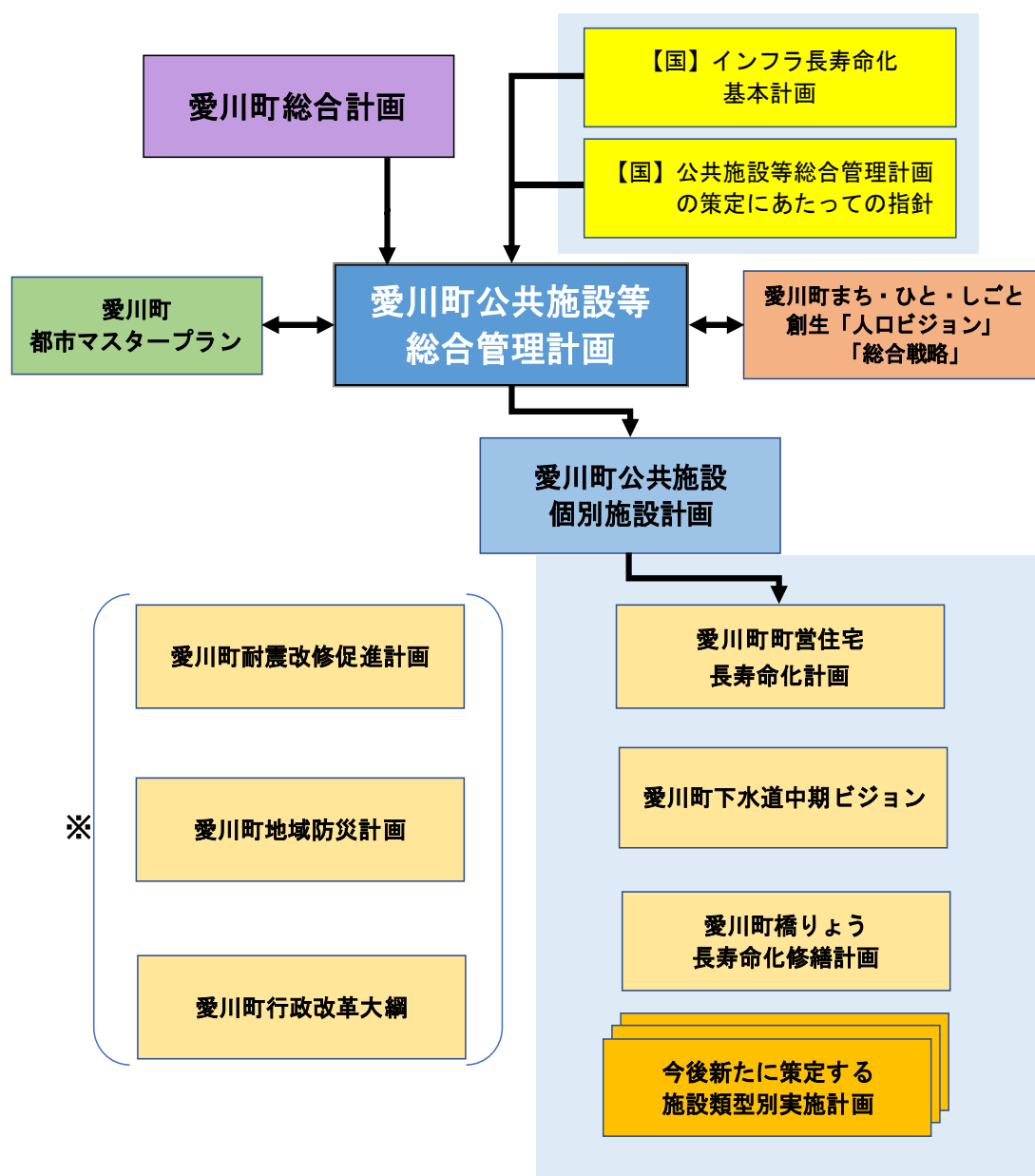
この要請を受けて本町では、長期的な視点に立って財政負担を軽減・平準化し、持続可能な行財政運営と公共施設等の最適な配置の実現の両立を図るため、「愛川町公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を2017（平成29）年2月に策定しました。

その後、国から記載事項追加の要請がありましたことから、これまでの取り組みや時点修正を踏まえ、計画を改訂するものです。

1.2 計画の位置づけ

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」及び「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき、策定するものです。また、本計画は、「愛川町総合計画」で定める本町の将来都市像に沿い、「愛川町都市マスタープラン」や「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略・人口ビジョン」と相互に連携するとともに、「愛川町公共施設個別施設計画」や既存の施設類型別の個別計画等との整合を図るものです。

今後、新たに施設類型ごとの管理に関する具体的な実施計画（施設類型のうちの一部の施設に関する実施計画を含む。以下「施設類型別実施計画」という。）を定める場合には、本計画に定める方針に即したものとします。

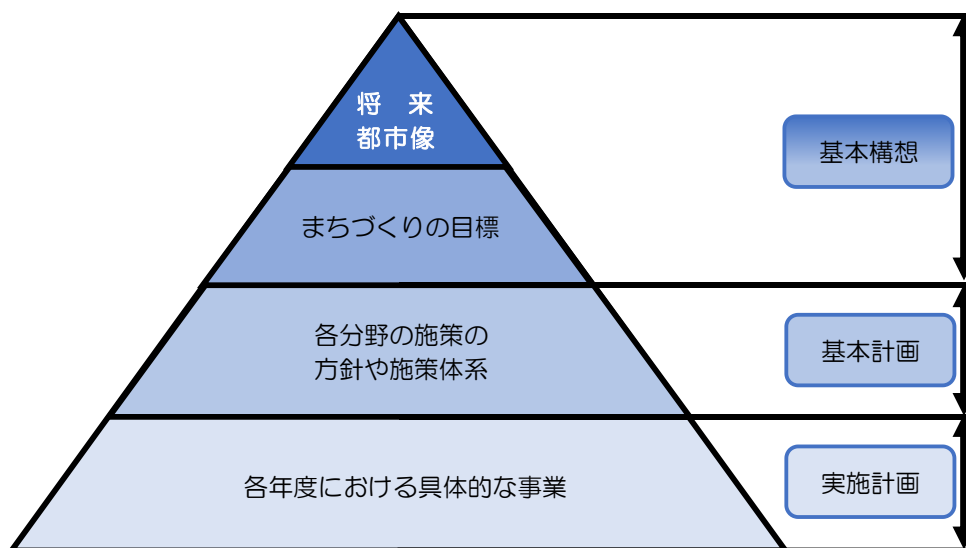


※町耐震改修促進計画、町地域防災計画、町行政改革大綱については、内容の一部が本計画に関連し、本計画との整合を図る必要があることから、〔 〕書きとしています。

(1) 愛川町総合計画との関連

本町の数多くある各種計画の中で最上位に位置するのは、まちづくりの基本構想を定めた「愛川町総合計画」です。

第5次総合計画における本町がめざす将来都市像や、これを実現するための6つのまちづくりの目標を定めた基本構想の計画期間は、2011（平成23）年度から2022（令和4）年度までとなっており、基本構想に基づく必要な施策の方針や施策体系を定める後期基本計画の計画期間は、2017（平成29）年度から2022（令和4）年度までになります。



【将来都市像】

「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」

【まちづくりの目標】

- 1 自然と調和した快適なまちづくり
- 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
- 3 健康でゆとりとふれあいのまちづくり
- 4 豊かな人間性を育む文化のまちづくり
- 5 多彩な産業の活力あるまちづくり
- 6 確かな未来を拓く協働のまちづくり

愛川町公共施設等総合管理計画は、この第5次愛川町総合計画におけるまちづくりの目標や施策に沿って策定するとともに、新たな総合計画を定めるにあたり、本計画の見直しが必要となった場合は、適切に修正を行い、常に愛川町総合計画との整合を保持するものとします。

（２）愛川町都市マスタープランとの関連

愛川町都市マスタープランは、本町の都市計画に関する基本的な方針であり、長期的なまちづくりの方向性を示すものです。

現行プランは、2015（平成27）年度末に改訂したもので、計画目標年次を2035（令和17）年度としています。

【将来都市像】

「緑水環境都市」



【まちづくりの目標】

- 1 自然環境の保全を基軸としたまちづくりの推進
- 2 役場庁舎周辺地区の整備推進
- 3 新たな職場づくりの推進
- 4 居住環境の向上を目指したまちづくりの推進
- 5 災害に強いまちづくりの推進
- 6 コンパクトな市街地形成の推進
- 7 歴史や文化をいかしたまちづくりの推進
- 8 町民・事業者・行政による協働のまちづくりの推進

愛川町公共施設等総合管理計画は、この愛川町都市マスタープランと連携しながら取り組みを進めるとともに、新たな愛川町都市マスタープランを策定する場合は、本計画の方向性と整合するものとします。

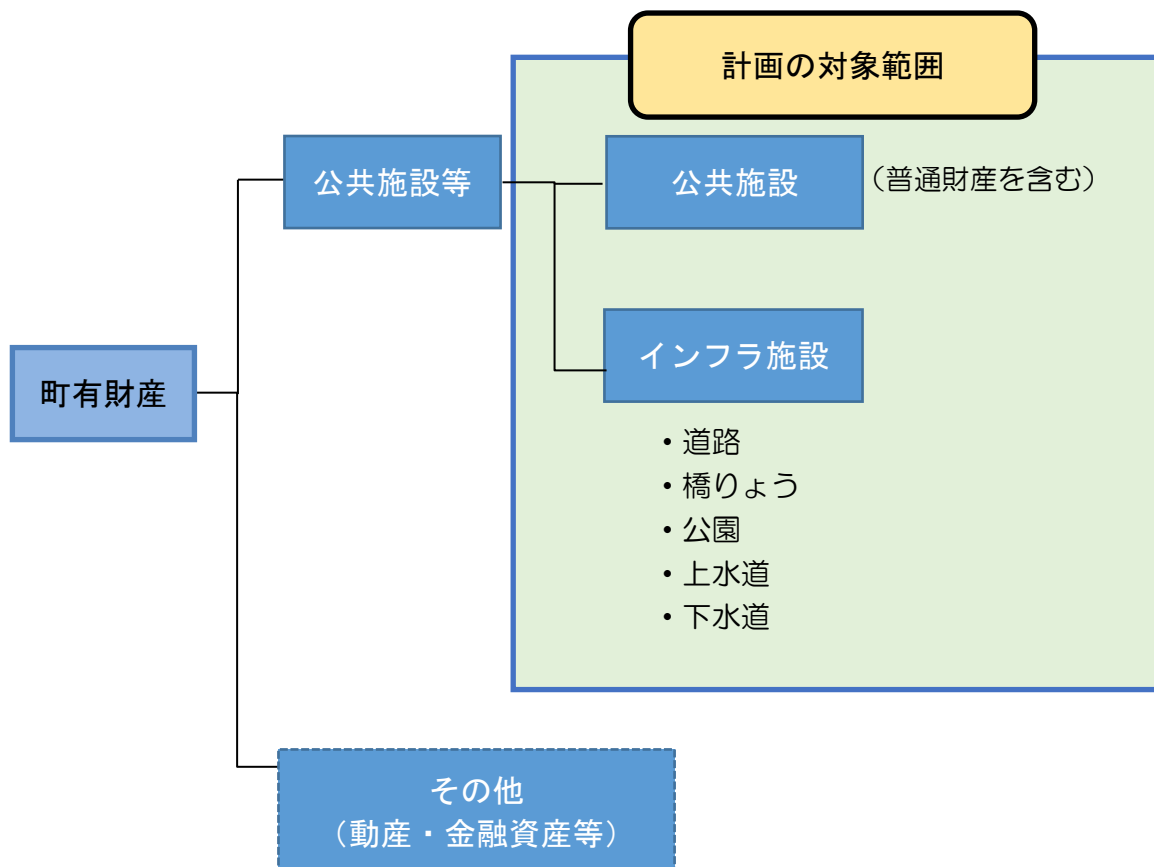
1.3 計画期間及び計画の対象範囲

(1) 計画期間

本計画の策定にあたっては、将来の人口や財政の見通しなど、長期的な視点が不可欠となります。また、公共施設等の耐用年数は、数十年の長期にわたるものが多いことから、概ね全施設が1回ずつ耐用年数を経過することとなる2016（平成28）年度から2055（令和37）年度までの40年間を計画期間とします。

(2) 計画の対象範囲

本計画で位置づける公共施設等の範囲は、次に示すとおり、町が保有する全ての公共施設（普通財産を含む）及びインフラとします。



なお、本計画で使用する用語の定義は次のとおりとします。

- ① 公共施設：公用または公共の用に供するため町が設置する庁舎、学校、保育園、公民館、体育館その他の建築物（建築物に付帯する設備等を含む。）をいい、直接公の目的に供さない普通財産である建築物を含みます。
- ② インフラ施設：社会基盤施設として町が整備する道路、橋りょう、公園（スポーツ施設に付帯する建築物等を含む。）、上下水道その他の工作物をいいます。

第2章 愛川町の概況

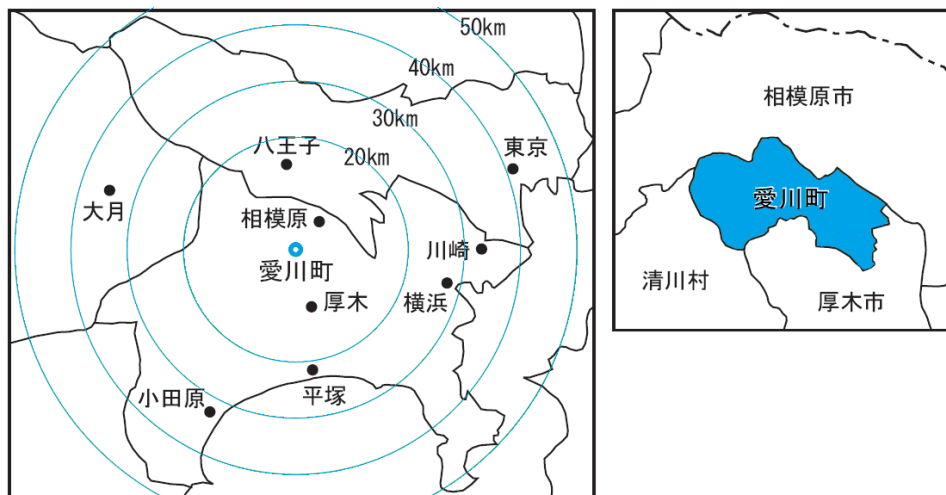
2.1 位置・地勢

本町は、神奈川県の中北部に位置し、東西約 10km、南北約 6.7km の中央部がくびれたヒョウタン型をした総面積 34.28 平方キロメートルの町です。

首都東京まで 50km 圏内、県庁所在地横浜市まで 30km 圏の位置にあり、東及び北は相模原市、西は清川村、南は厚木市に接しています。

町域の約4割を山林が占め、地形は山地・台地・低地に分けることができます。西に丹沢山塊東端の標高 747m の仏果山を最高峰とする山々が連なり、北の三増峠や南の八菅山など標高 200m から 300m の緩やかな丘陵が町の西側を取り囲むように続いています。

町の中央には、丹沢山塊を源とする中津川が貫流して川沿いに低地をつくり、中津川と東端を流れる相模川に挟まれた中央部から東部にかけて、標高 100m 前後の台地が広がっています。



2.2 町の歩み

本町は、明治初期には7つの村に分かれていましたが、1889（明治22）年の町村制にあたり、合併して愛川村、高峰村、中津村となりました。その後、愛川村が1940（昭和15）年に町制を施行して愛川町となり、1955（昭和30）年に高峰村と、翌年に中津村と合併し、現在の愛川町となっています。

高峰・中津地域は、古くから農村地域でしたが、中津地域は1966（昭和41）年の県内陸工業団地の完成により経済活動が活発になり、春日台住宅団地が造成されるなど、人口が急増しました。

一方、愛川地域（旧愛川村）は、江戸時代から続く「糸のまち」として発展してきました。現在は、撚糸工場等の数は大きく減少しましたが、その伝統は今も引き継がれています。

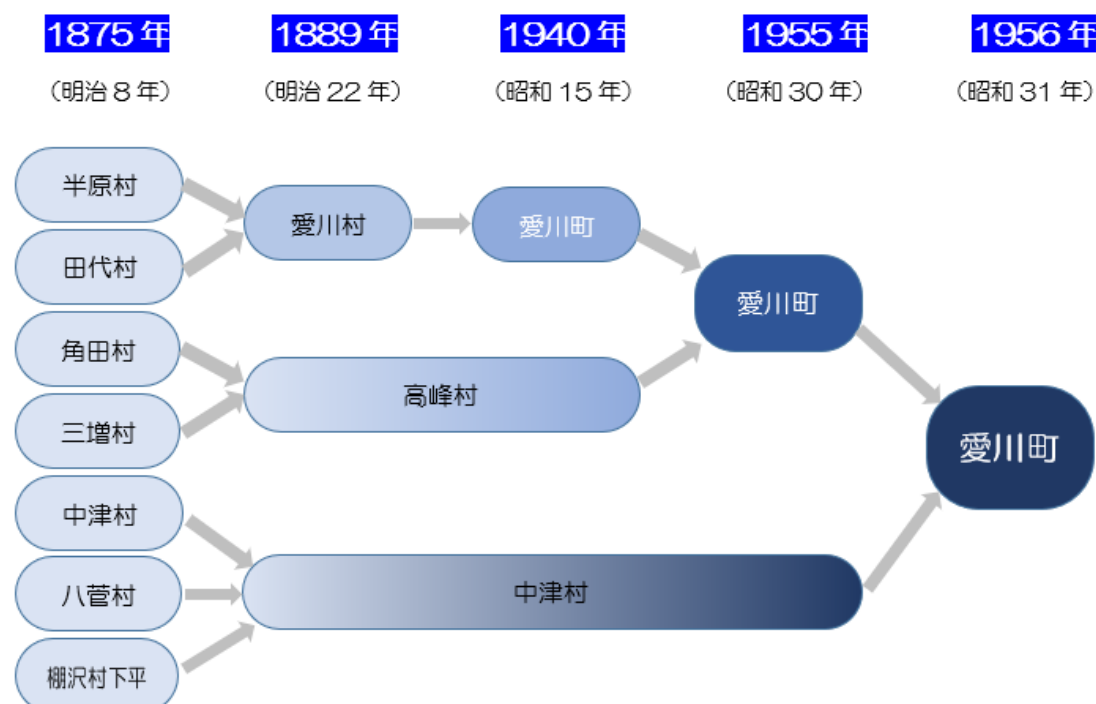
1987（昭和62）年に町北西部の中津川上流に着工された宮ヶ瀬ダムが2000（平成12）年に完成し、ダム直下を開園した「県立あいかわ公園」には、本町の郷土資料館や県の工芸工房村が開設されるなど、周辺地域は首都圏近郊の観光・レクリエーション拠点として発展を遂げています。

町内には鉄道はなく、鉄道駅までは路線バスや自家用車などが必要となっています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の相模原愛川インターチェンジが、2013（平成25）年3月に開通し、その後の延伸により、東名高速道路、中央自動車道、関越自動車道、東北自動車道と直結し、東京都や埼玉県をはじめ、関東甲信越地域からの本町へのアクセスが飛躍的に向上し、さらなる成長を続けています。

このように本町は、豊かな自然と多彩な産業が調和した「緑水環境都市」として発展してきました。これからも町民一人ひとりが、安心して生活できる地域社会の形成に努め、次代に誇れる「ふるさと愛川」を持続・継承していくことが望まれます。

愛川町の歩み



2.3 人口動向

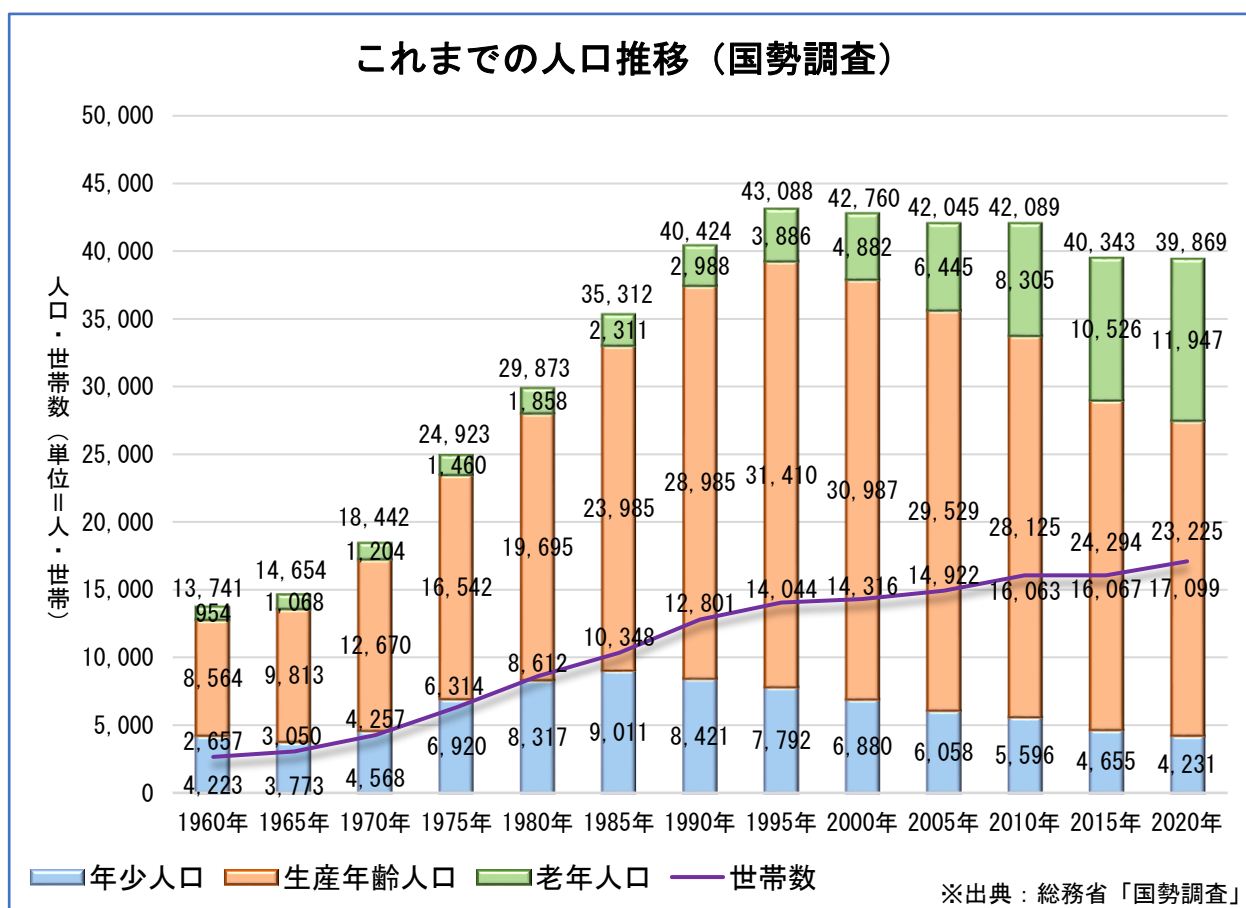
(1) 人口及び世帯数の推移

高度経済成長期のさなかである1960年代初期に旧陸軍相模飛行場跡地に造成された、県内第5位の面積（約235万㎡）を誇る神奈川県内陸工業団地への企業集積に伴い、本町の総人口は、1965（昭和40）年の1万4,654人から1995（平成7）年には4万3千人を超え、30年間で3倍へと急激に増加しました。

その後、少子高齢化や企業の経済活動の影響などにより、減少傾向に転じています。

世帯数については、1960（昭和35）年の2,657世帯から2010（平成22）年には1万6千世帯へと50年で約6倍に増加しています。

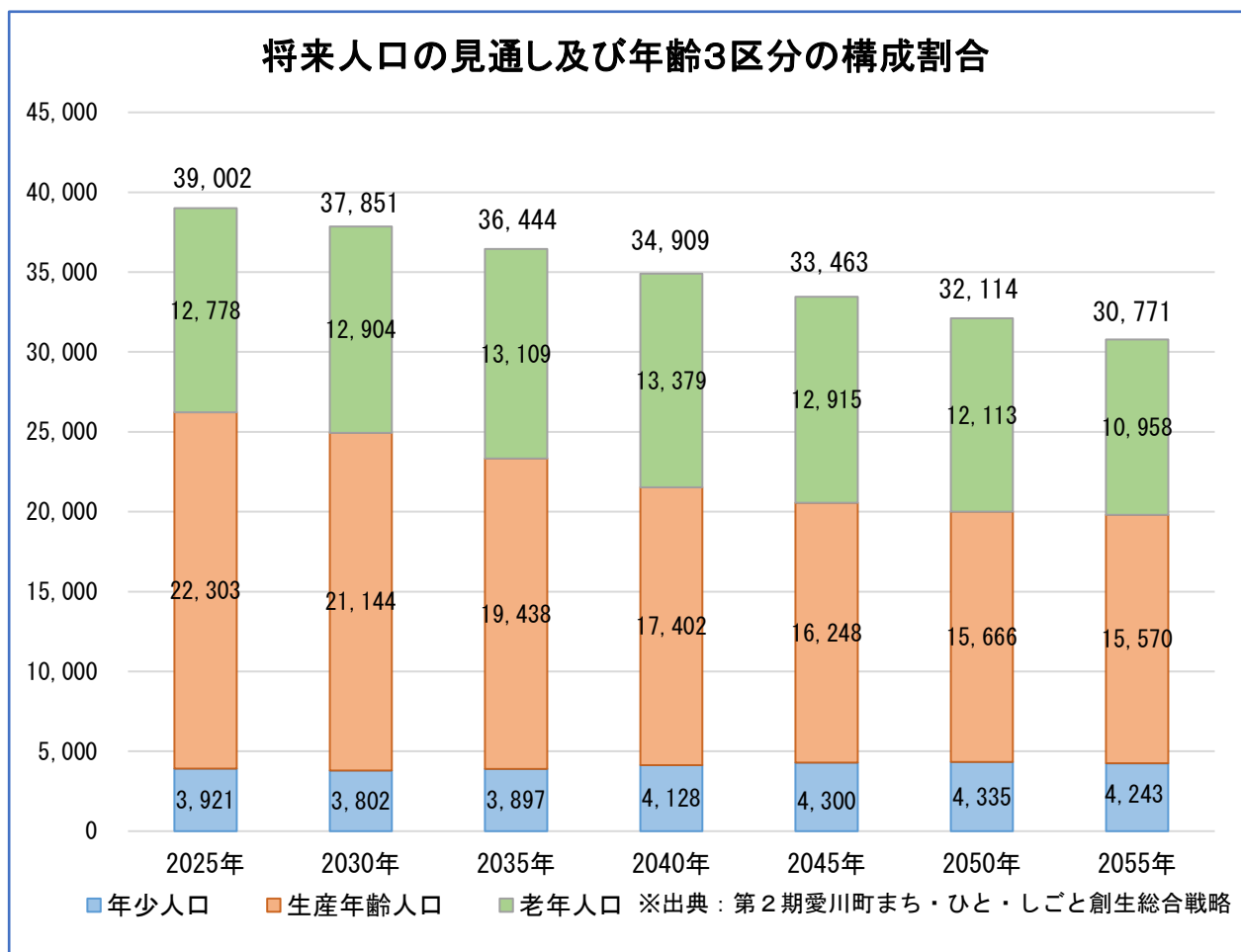
これは、高度経済成長期の核家族化へのシフトや、近年の少子化傾向、高齢者世帯の増加などを背景として、1世帯あたりの平均人数は5.2人（1960年）から2.3人（2020年）に半減しており、家族環境やライフスタイルの変化が住民ニーズの多様化に影響を与えているものと推測されます。



※総人口には、年齢不詳を含んでいるので、各世代人口の合計と一致しない場合があります。

(2) 年齢区分別人口の予測

2019（令和元）年度に改訂した「愛川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口の将来展望シミュレーションの結果、合計特殊出生率が上昇し、さらに社会移動が一定程度均衡すると仮定した場合のシミュレーション結果では、2055（令和37）年には総人口が30,771人、うち年少人口（0～14歳）が4,243人、生産年齢人口（15歳～64歳）が15,570人、老年人口（65歳以上）が10,958人と、老年人口の割合が、総人口の3分の1を超えることが予測されています。



※合計特殊出生率の上昇、社会移動が一定程度均衡と仮定

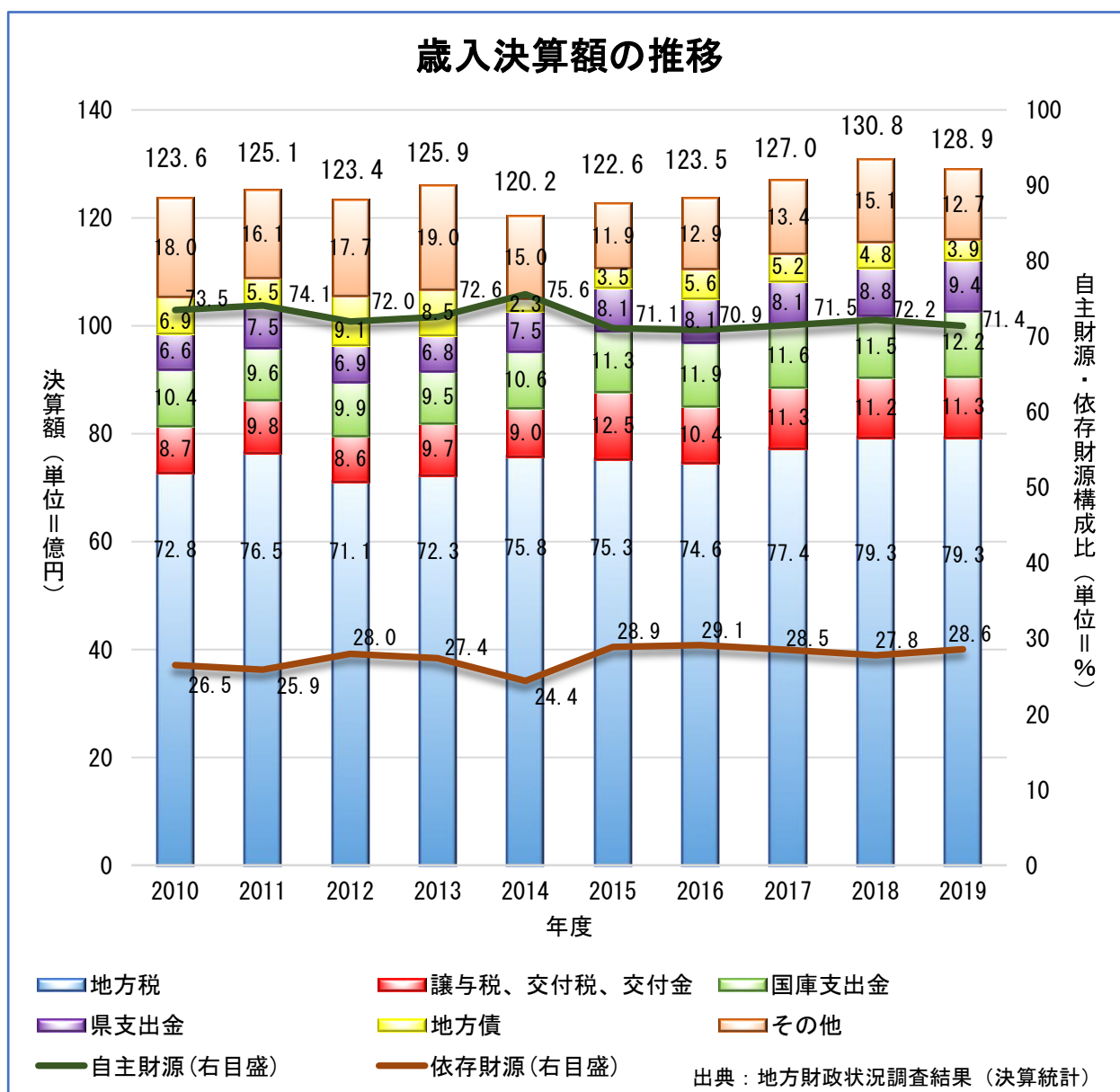
※端数処理の関係で、年齢区分ごとの合計と総人口が一致しない場合があります。

2.4 財政状況

(1) 歳入決算額の推移

2010（平成22）年度から2019（令和元）年度までの過去10年間の普通会計¹歳入決算額は、120億円から131億円の間に推移しており、内訳としては、地方税などの自主財源の割合が高く、10年間の平均で72.5%となっています。

歳入の根幹である地方税については、長期的には、少子高齢化や人口減少の影響などから、大幅な増収は期待できない状況にあり、今後、一層厳しい財政運営となることが予想されます。



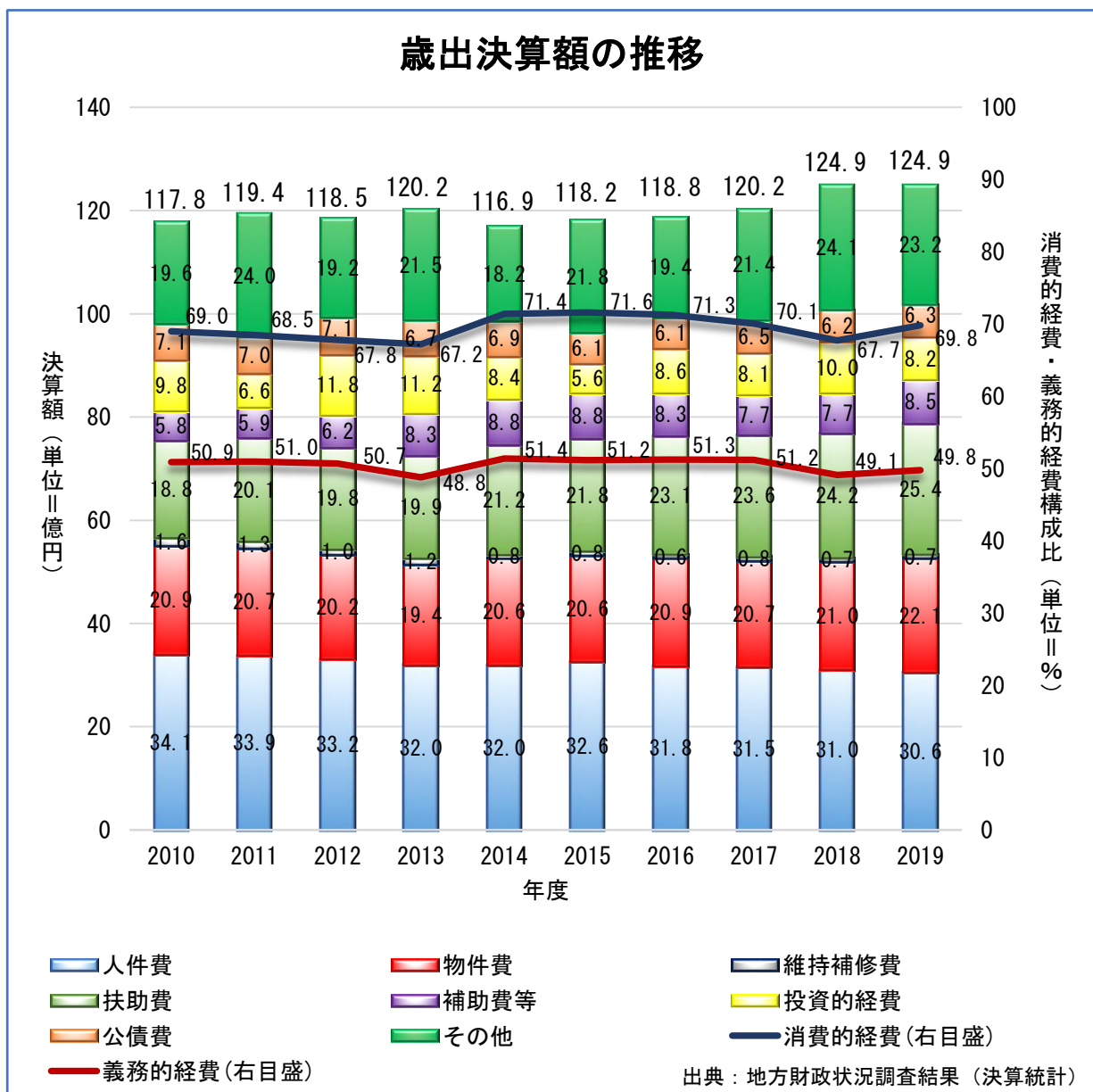
※端数処理の関係で、各科目の合計が歳入決算額とならない場合があります。

¹ 普通会計：地方財政統計上、統一的に用いられる会計で、一般会計と各特別会計間の繰入れ、繰出しの重複部分を控除した純計額のことをいう。

(2) 歳出決算額の推移

歳出決算額は、消費的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等）、投資的経費（普通建設事業費、災害復旧事業費）及びその他の経費（公債費、積立金、貸付金、繰出金）に大別され、その中では、消費的経費の割合が高く、過去10年間の平均で69.4%となっています。

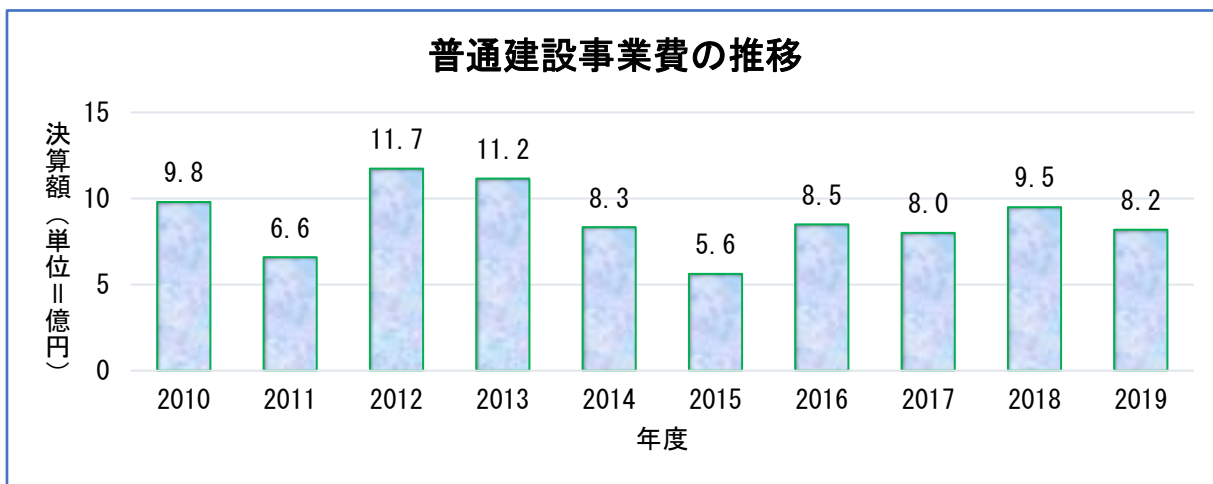
少子高齢化や制度改正の影響により、障がい福祉や老人福祉、児童福祉などにかかる扶助費の割合が高くなり、人件費、公債費を合わせた義務的経費の構成比は、50%付近を横ばいで推移していますが、今後は、公共施設等の更新に伴う公債費の増嵩により、増加傾向となることが予想されます。



※端数処理の関係で、各科目の合計が歳出決算額とならない場合があります。

(3) 普通建設事業費の状況

公共施設等の整備にかかる財政支出である普通建設事業費は、年度ごとのばらつきが大きく、2010（平成 22）年度以降 10 年間の平均では、約 8.7 億円となっています。



出典：地方財政状況調査結果（決算統計）

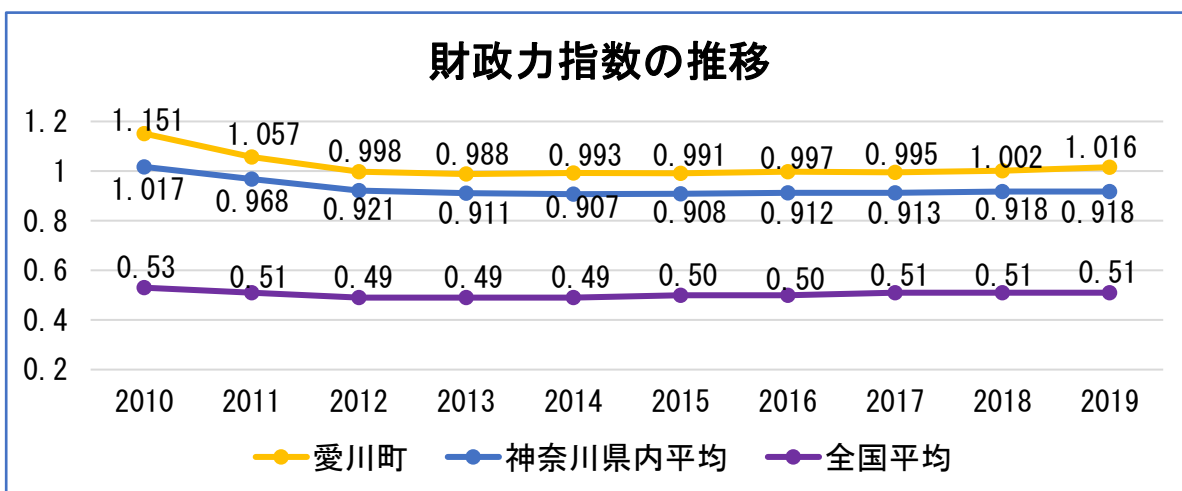
《参考：大規模な建設事業（工事）》

2012・2013（平成 24・25）年度 新保健センター（健康プラザ）建設事業
 2005（平成 17）年度以前～2013（平成 25）年度 幣山下平線道路新設事業
 2018（平成 30）年度～2020（令和 2）年度 防災行政無線デジタル化整備事業

(4) 財政の現状

① 財政力指数²

過去 10 年間では、全国平均や神奈川県内平均を上回っており、2018（平成 30）年以降は全国平均や神奈川県内平均よりも改善幅が大きいものの、「1」の近傍に位置しており、厳しい財政状況となっています。

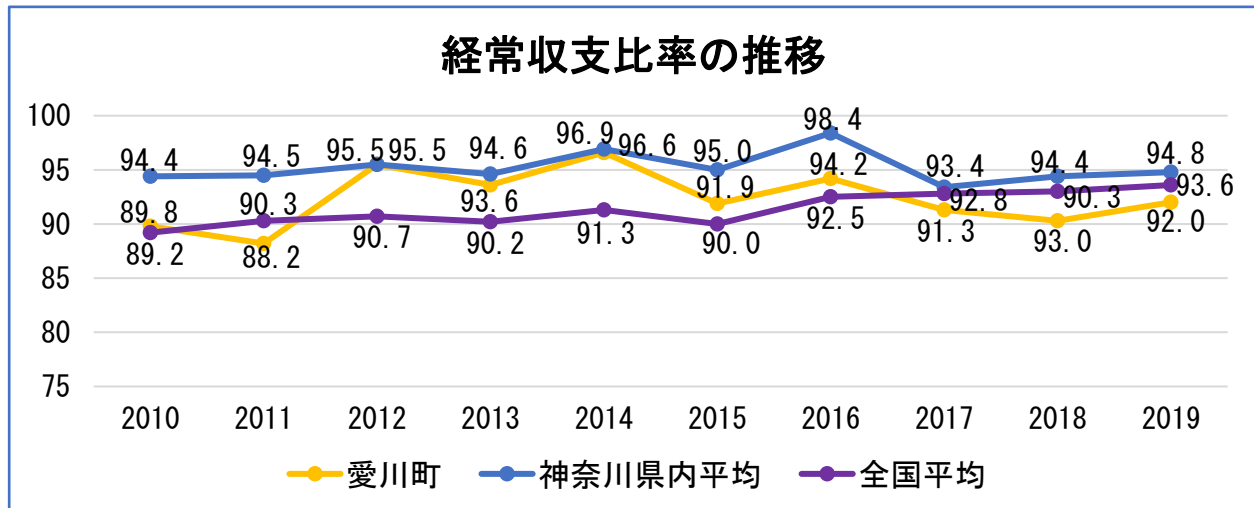


出典：地方財政状況調査結果（決算統計）

² 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

② 経常収支比率³

財政の弾力性を表す指標である経常収支比率は、2012（平成 24）年に全国平均を上回り、財政の硬直化が懸念されていましたが、2017（平成 29）年には全国平均を下回り、以降、90 台前半で推移しています。



出典：地方財政状況調査結果（決算統計）

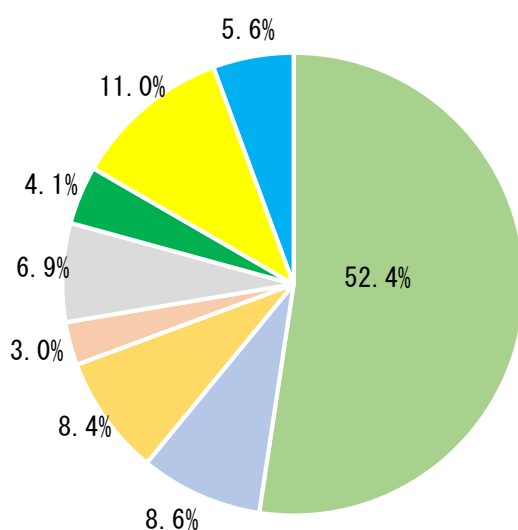
³ 経常収支比率：財政構造の弾力性を示すもので、人件費、扶助費、公債費、維持補修費などの経常的に支出する経費に、町税や地方交付税などの経常的な財源がどの程度充当されているかを表す。
この比率が低いほど弾力性が大きく、政策的に使える財源が多いことを示している。

第3章 公共施設等の現状

3.1 公共施設の現状

本町の主な公共施設 88 施設の延床面積は、130,105 m²で、用途別にみると、学校教育施設（小中学校等）が68,214 m²で最も多く 52.4%を占め、次いで文化・スポーツ施設が 14,360 m²、11.0%、町営住宅が 11,154 m²、8.6%の順となっています。

施設分類別延床面積の内訳



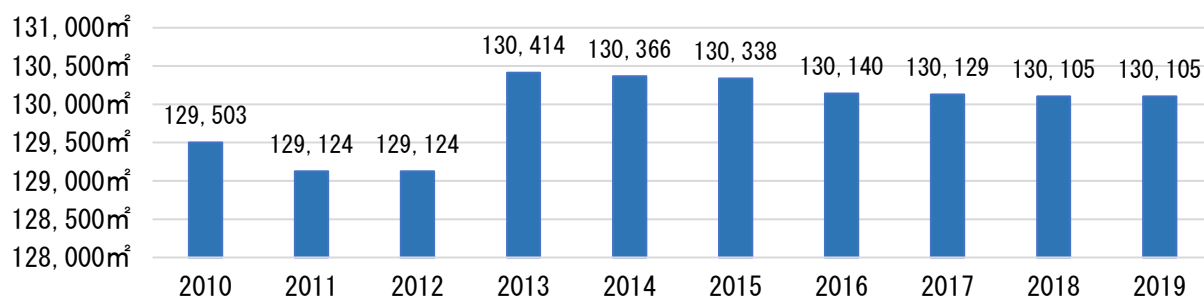
No.	類型	施設数	面積	割合
1	学校教育施設	10	68,214㎡	52.4%
2	町営住宅	8	11,154㎡	8.6%
3	庁舎・環境施設	8	10,805㎡	8.4%
4	消防施設	17	3,934㎡	3.0%
5	子育て支援施設	26	8,992㎡	6.9%
6	保健福祉施設	8	5,311㎡	4.1%
7	文化・スポーツ施設	8	14,360㎡	11.0%
8	その他町民利用施設	3	7,335㎡	5.6%
合計		88	130,105㎡	100.0%

■ 学校教育施設 ■ 町営住宅 ■ 庁舎・環境施設
■ 消防施設 ■ 子育て支援施設 ■ 保健福祉施設
■ 文化・スポーツ施設 ■ その他町民利用施設

出典：固定資産台帳（令和元年度末）

過去 10 年間の公共施設保有量の推移をみると、2013（平成 25）年度に健康プラザを更新整備したことから、保有量が大幅に増加して以降は、若干の増減はあるものの横ばいで推移しています。

施設保有量の推移

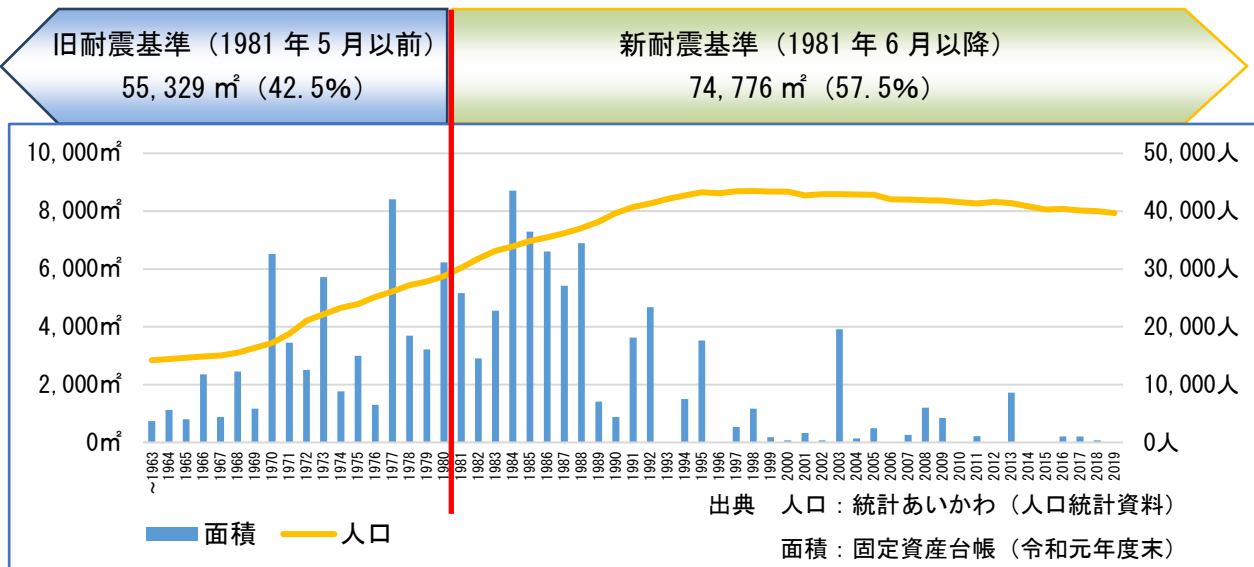


■ 施設保有量

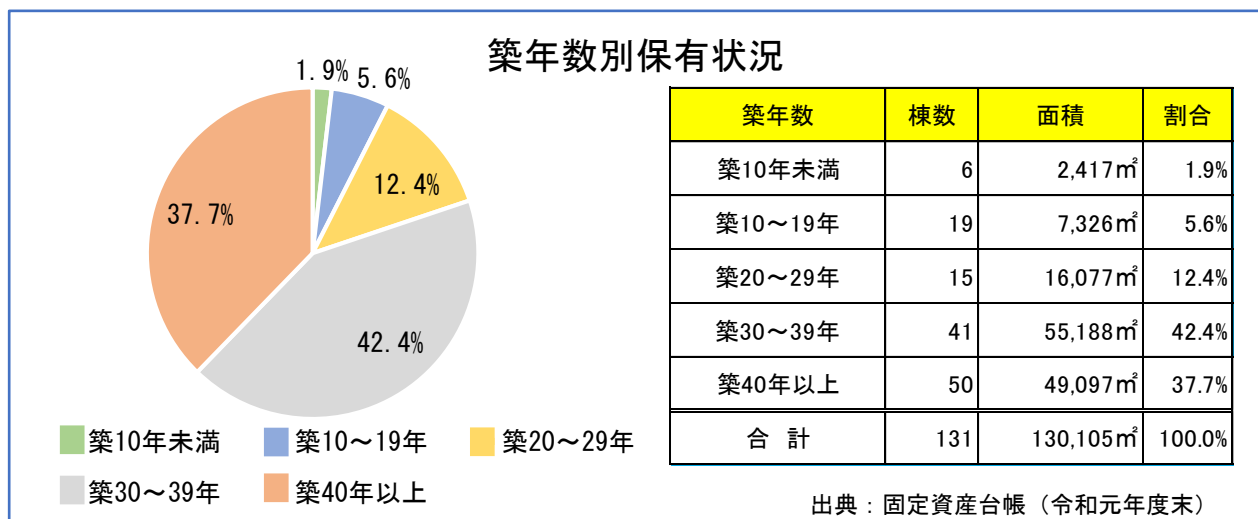
出典：固定資産台帳（令和元年度末）

(1) 建築年別保有状況

町が保有する公共施設を建築年別にみると、1981（昭和56）年5月以前の旧耐震基準⁴で建築した施設は53棟、55,329㎡で、総延床面積の42.5%を占めています。



また、各施設を築年数別にみると、昭和30～50年代の人口増加時期に整備された施設が多いことから、築30年以上が91棟、104,285㎡で80.1%、築20年以上が106棟、120,362㎡で92.5%と老朽化が進んでおり、ほとんどの施設が計画期間内に耐用年数を経過し、更新時期を迎えることとなります。

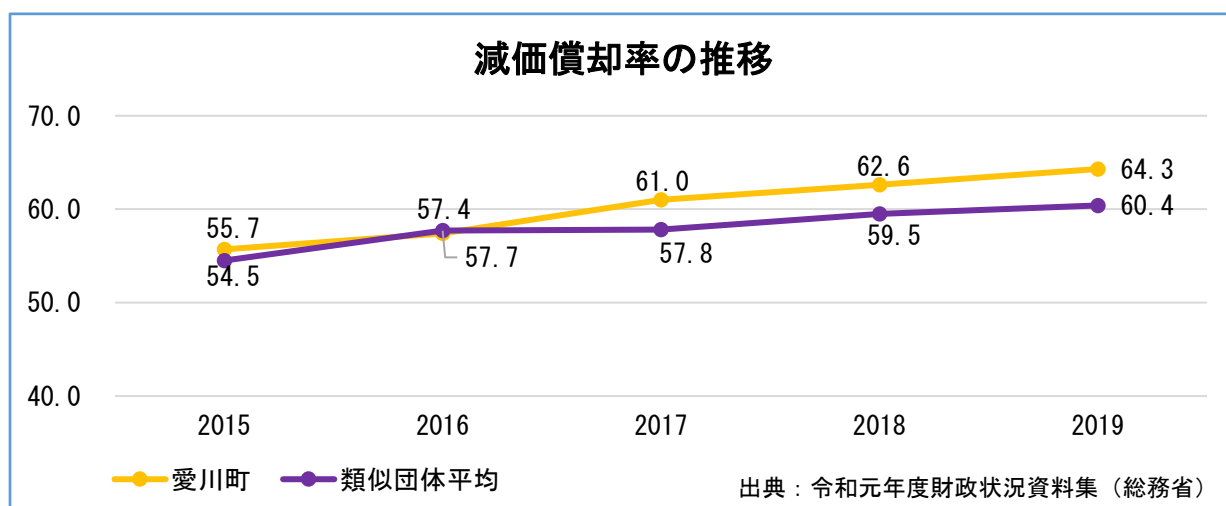


※学校教育施設や町営住宅では、1箇所あたり複数の棟があることから、それぞれの棟別に築年数を区分しています。

⁴ 耐震基準：建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準で、1981（昭和56）年5月31日までの建築確認において適用されていた基準を「旧耐震基準」といい、その翌日以降に適用されている基準を「新耐震基準」という。旧耐震基準は、震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な構造基準として設定されている。新耐震基準は、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

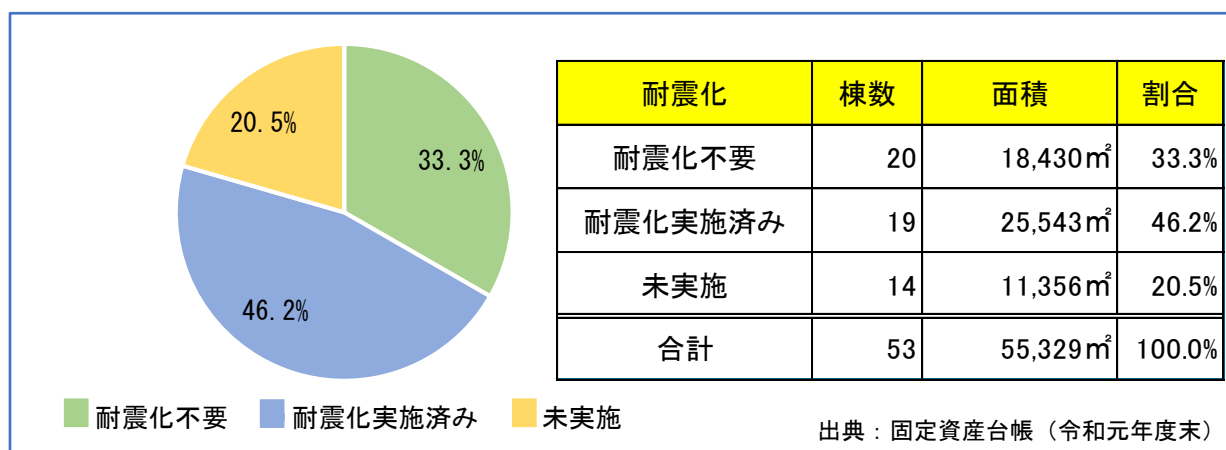
(2) 有形固定資産減価償却率の推移

町が保有する有形固定資産の減価償却率⁵の推移を見ると、2016（平成28）年には類似団体平均と同水準であったものの、人口増加時期に整備した公共施設等の老朽化が進行するとともに、耐用年数を迎えた施設等の更新が遅れていることから、2019（令和元）年には、類似団体平均を3.9ポイント上回っています。



(3) 耐震化の実施状況

旧耐震基準により建設された53棟、55,329㎡のうち、耐震化不要または耐震化実施済みの施設は39棟、43,973㎡で、79.5%となっており、14棟、11,356㎡で耐震化が未実施の状況となっています。



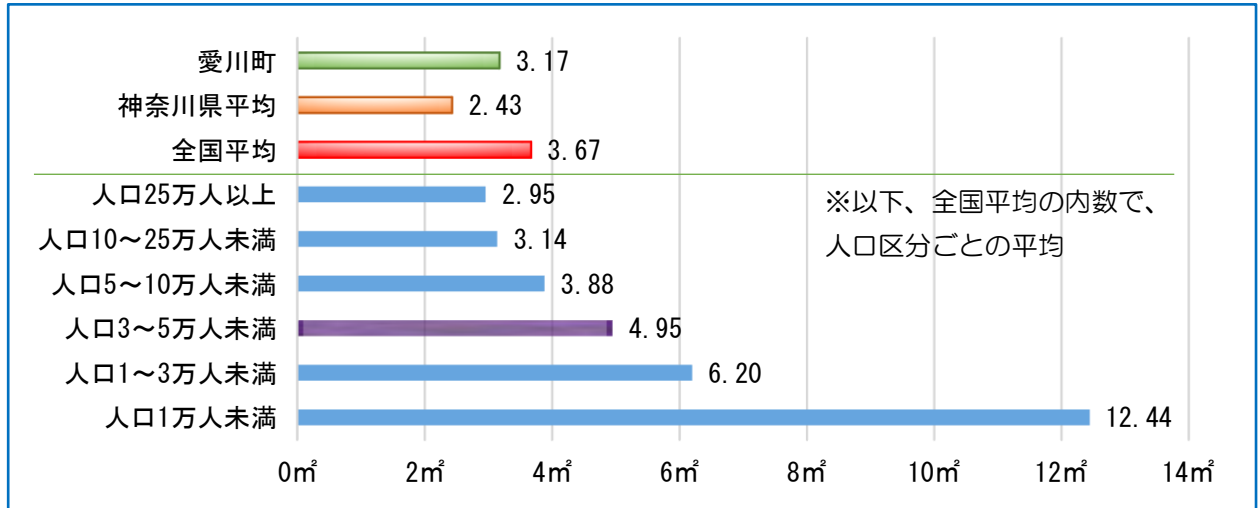
※耐震化の必要性の有無は、建築年で異なることから、棟別に区分しています。

〔本計画では、耐震化率の計算を面積で行うとともに、町耐震改修促進計画とは対象施設が異なるため、当該計画に記載された耐震化率とは相違があります。〕

⁵ 減価償却率：固定資産の取得額を耐用年数に応じて各年に配分した金額について、経過年数分の合計額を固定資産の取得額で除した値で、老朽化の分析に用いられるもの。

(4) 公共施設延床面積の全国平均比較

人口1人あたりの公共施設の延床面積をみると、本町は3.17㎡で、全国平均3.67㎡を若干下回り、同規模団体平均（人口3～5万人）4.95㎡を大幅に下回っています。



出典：公共施設状況調経年比較表（令和元年度決算）（総務省）より抜粋。

(5) これまでの取組み実績

2017（平成29）年2月に本計画を策定してから、2021（令和3）年度の改訂までに行った延床面積の削減や施設の長寿命化に係る主な取組み実績は次のとおりです。

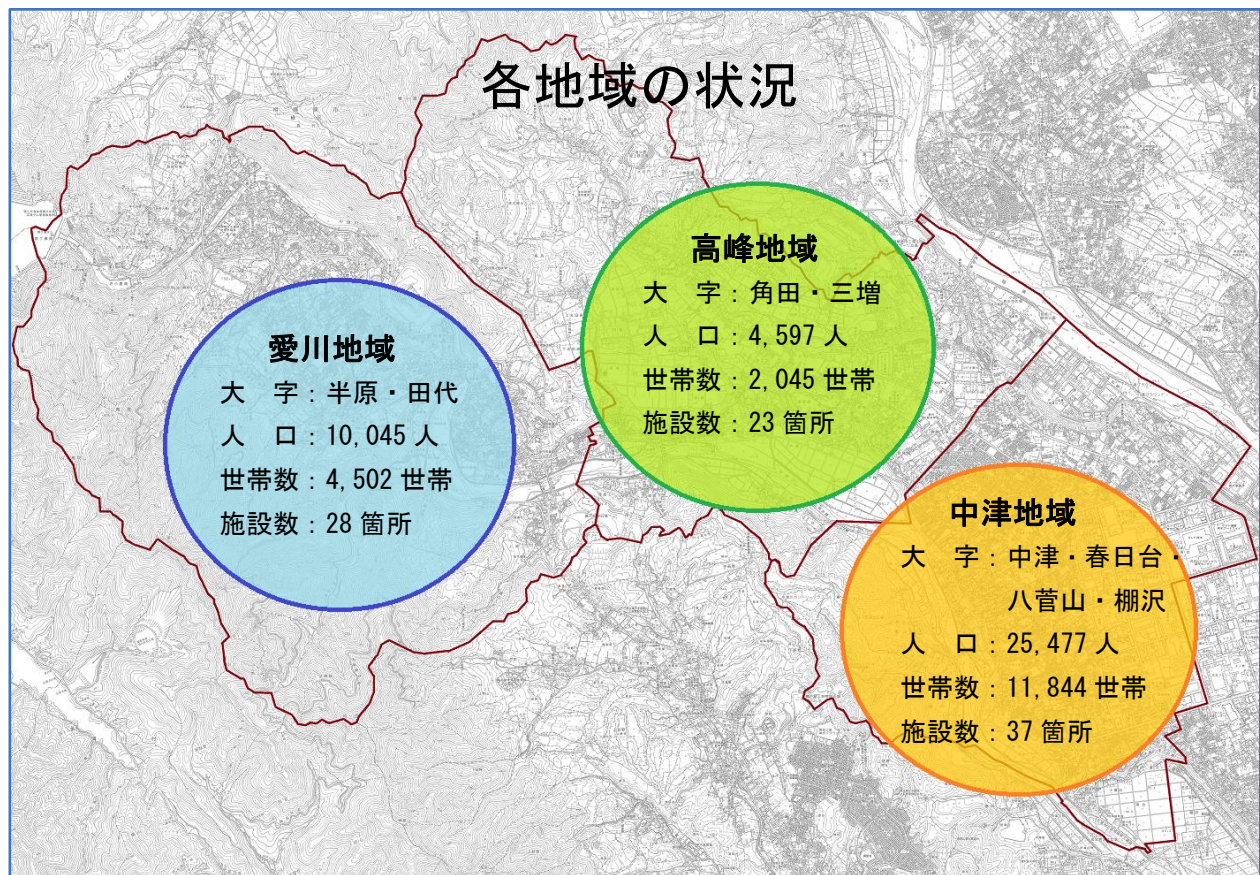
年度	施設名	内 容
2017 (平成 29)	町営平山住宅	12 号棟解体工事を実施
2018 (平成 30)	熊坂児童館	耐震補強工事を実施
	愛川東中学校	昭和 50・53・62 年度棟の屋上防水工事を実施
2019 (令和元)	町営平山住宅	5 号棟解体工事を実施
	愛川中学校	昭和 61 年度棟の屋上防水工事を実施
2020 (令和 2)	春日台児童館	耐震補強工事を実施
	半原出張所	解体工事を実施
2021 (令和 3)	中津出張所	土地と建物を売却
	町営平山住宅	6 号棟解体工事を実施
	町営三増住宅	外壁・屋根改修工事を実施
	半原小学校	平成 3 年度棟屋上防水工事を実施
	愛川中学校	昭和 59 年度棟屋上防水工事を実施
	第 1 号公園体育館	屋上防水工事を実施

3.2 各公共施設の配置

各施設の今後の管理・更新計画においては、将来の人口推計や人口分布などを踏まえた各種公共サービスの利用需要に加え、本町固有の地理的条件を踏まえた最適配置の検討が重要になります。

そこで、主な施設類型ごとの配置状況を以下に示し、後述する施設類型ごとの基本方針の検討材料とします。

なお、本計画では、愛川町都市マスタープランとの整合を図るため、当該プランにおける地域別構想を踏まえ、町域を3つの地域に区分しています。



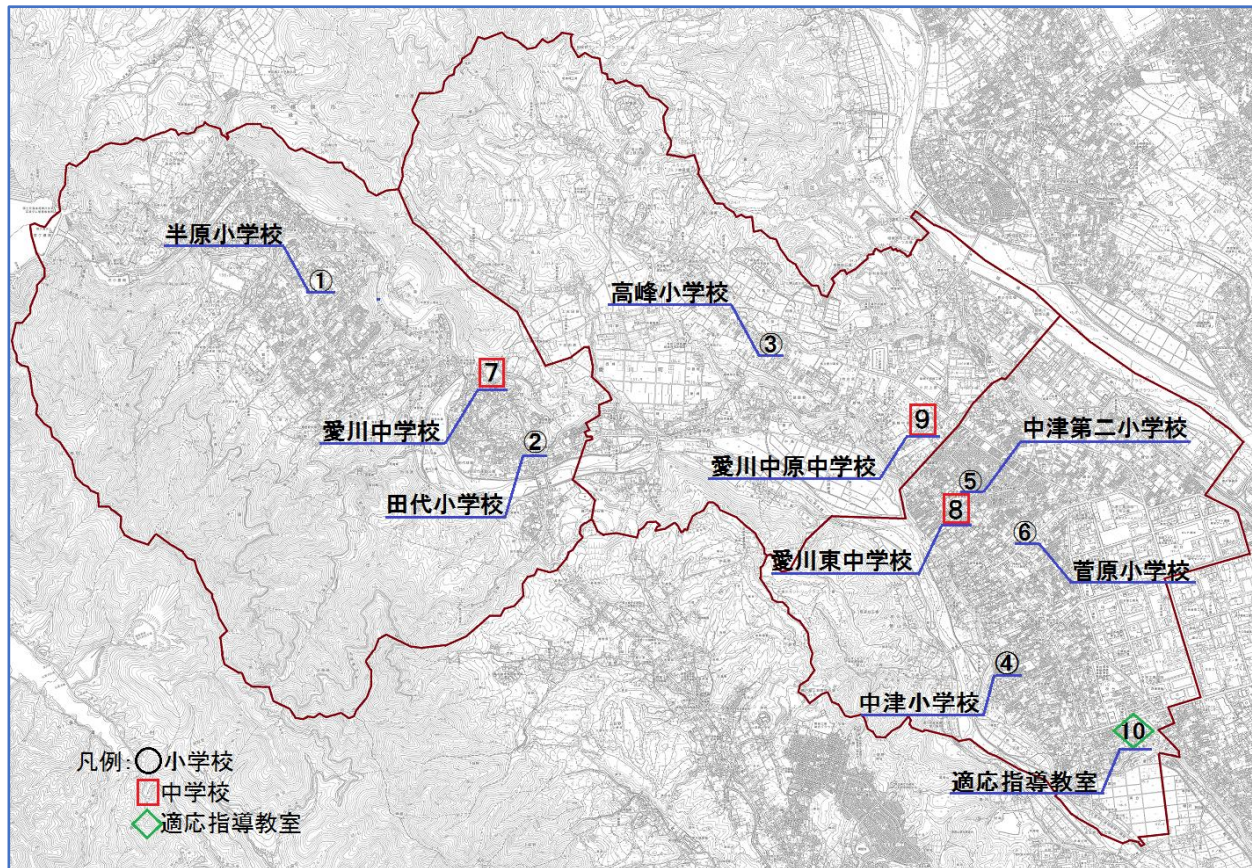
出典 人口、世帯：住民基本台帳

施設数：固定資産台帳⁶

※人口、世帯数、施設数は令和2年3月末現在です。

⁶ 固定資産台帳：町が所有する全ての固定資産について、取得から除売却処分に至るまで、個々の資産ごとに管理するための帳簿で、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したもの。

(1) 学校教育施設の配置状況



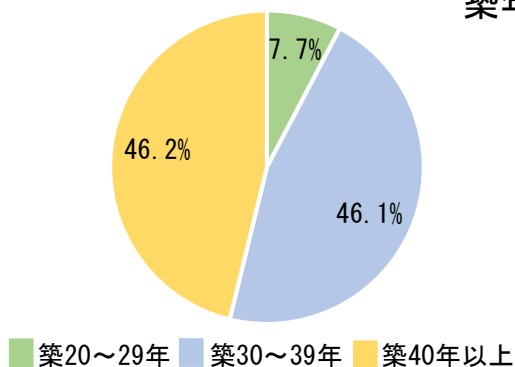
本町には、6校の町立小学校と3校の町立中学校があり、その多くが昭和40年代の人口増加に伴い、各地域の状況を踏まえ建設され、全ての施設が今後20年以内に更新時期を迎えます。

小学校は、愛川地域に2校、高峰地域に1校、中津地域に3校あり、中学校については、各地域1校ずつが建設されていますが、中津地域の人口増加に対応した配置となっています。

また、平成26年度に中津地域の旧桜台南公民館を適応指導教室へ用途変更し、児童・生徒の自立性や主体性を高め、より良い人間関係を築くための学習指導や生活指導等を行っています。

学校教育施設 10 施設の総延床面積は 68,214 m²にのぼり、本計画で掲げる主な公共施設（88 施設）全体の延床面積 130,105 m²の 52.4%を占めており、将来の人口推計に即した適切な更新計画を立てる必要があります。

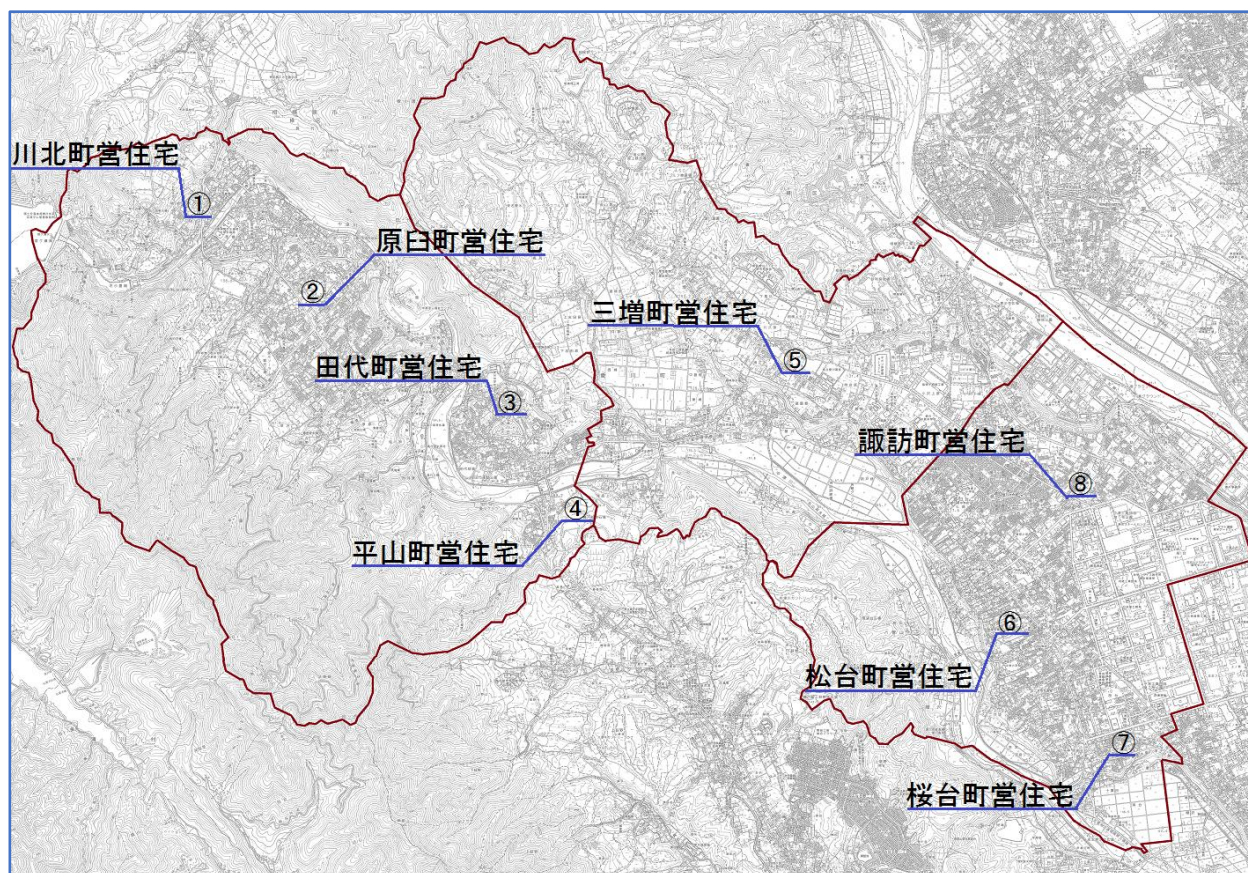
築年数別保有状況



築年数	棟数	面積	面積割合
築10年未満	0	0m ²	0.0%
築10～19年	0	0m ²	0.0%
築20～29年	5	5,257m ²	7.7%
築30～39年	17	31,478m ²	46.1%
築40年以上	26	31,479m ²	46.2%
合計	48	68,214m ²	100.0%

※学校教育施設は、1箇所あたり複数の棟（プール含む）があるため、棟別に区分しています。

(2) 町営住宅の配置状況



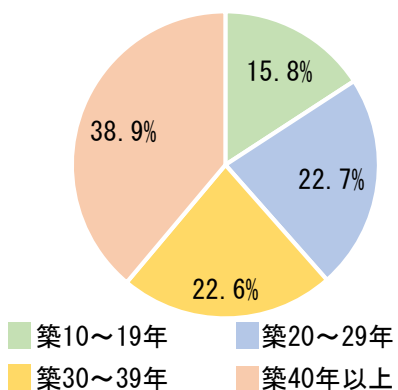
町では、8団地（186戸）の町営住宅を管理しており、愛川地域に4団地（52戸）、高峰地域に1団地（27戸）、中津地域に3団地（107戸）があります。

また、町では町営住宅長寿命化計画を策定し、今後の人口推計や年齢構成・世帯構成に配慮した管理を推進していくこととしています。

町営住宅8団地の総延床面積は11,154㎡で、主な公共施設全体の8.6%です。

〔本計画では、令和元年度末の固定資産台帳データを基にしていることから、愛川町町営住宅長寿命化計画の内容とは、管理戸数について時点の相違があります。〕

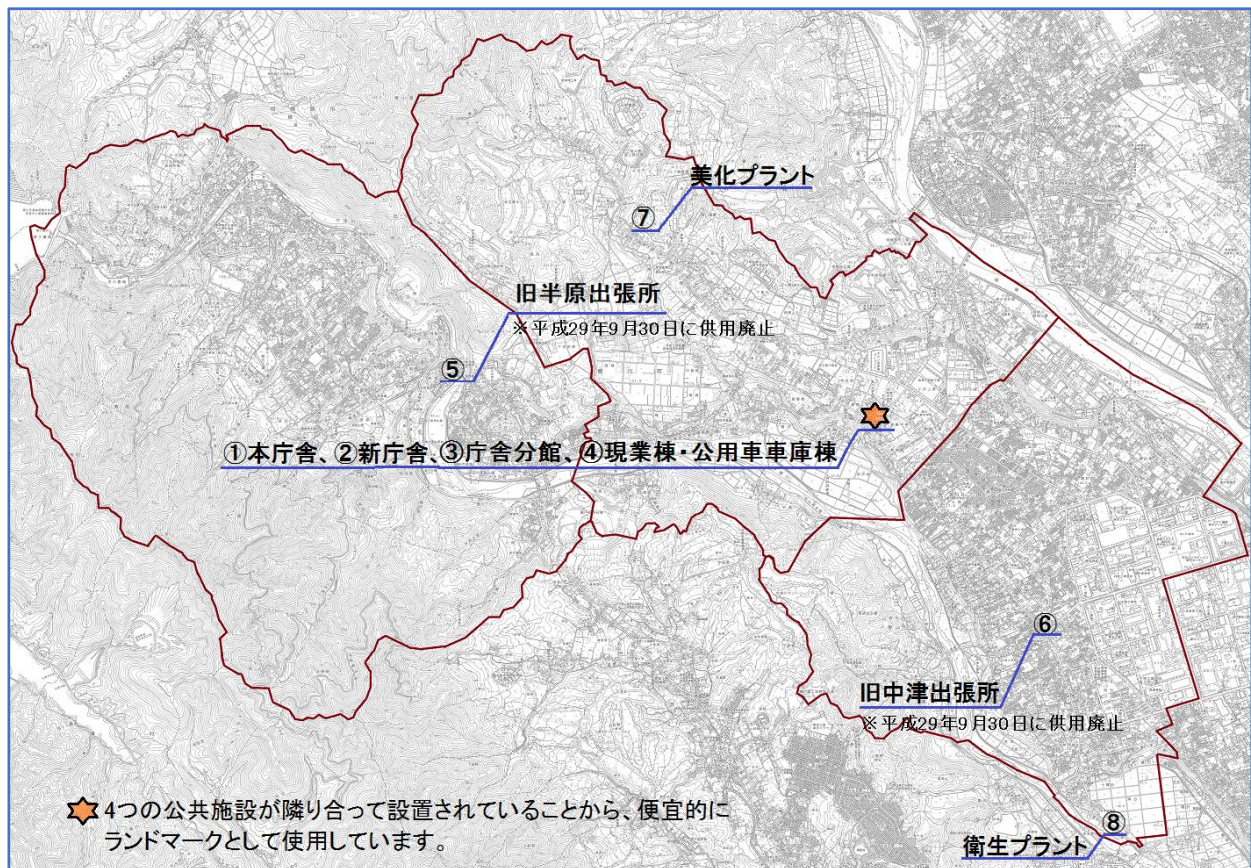
築年数別保有状況



築年数	棟数	面積	面積割合
築10年未満	0	0㎡	0.0%
築10～19年	2	1,764㎡	15.8%
築20～29年	3	2,529㎡	22.7%
築30～39年	2	2,524㎡	22.6%
築40年以上	6	4,337㎡	38.9%
合計	13	11,154㎡	100.0%

※同一箇所为建设年度が同じ施設は、1棟としています。

(3) 庁舎・環境施設の配置状況

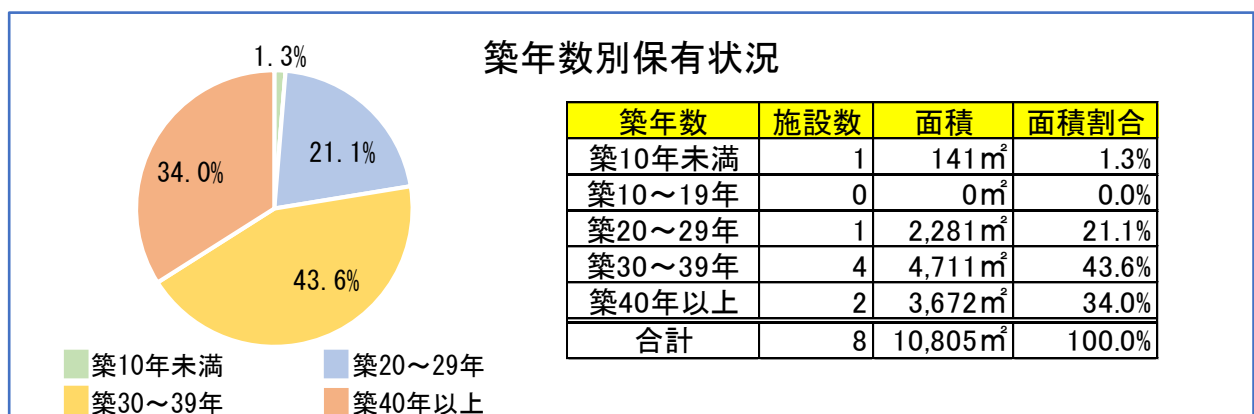


主に行政サービスを提供する庁舎等の施設は高峰地域に1箇所、4施設で、愛川・中津地域には、それぞれ出張所を配置していましたが、平成29年9月末をもって供用を廃止し、その機能を公民館へ移管することで、行政サービスの一部を補完しています。

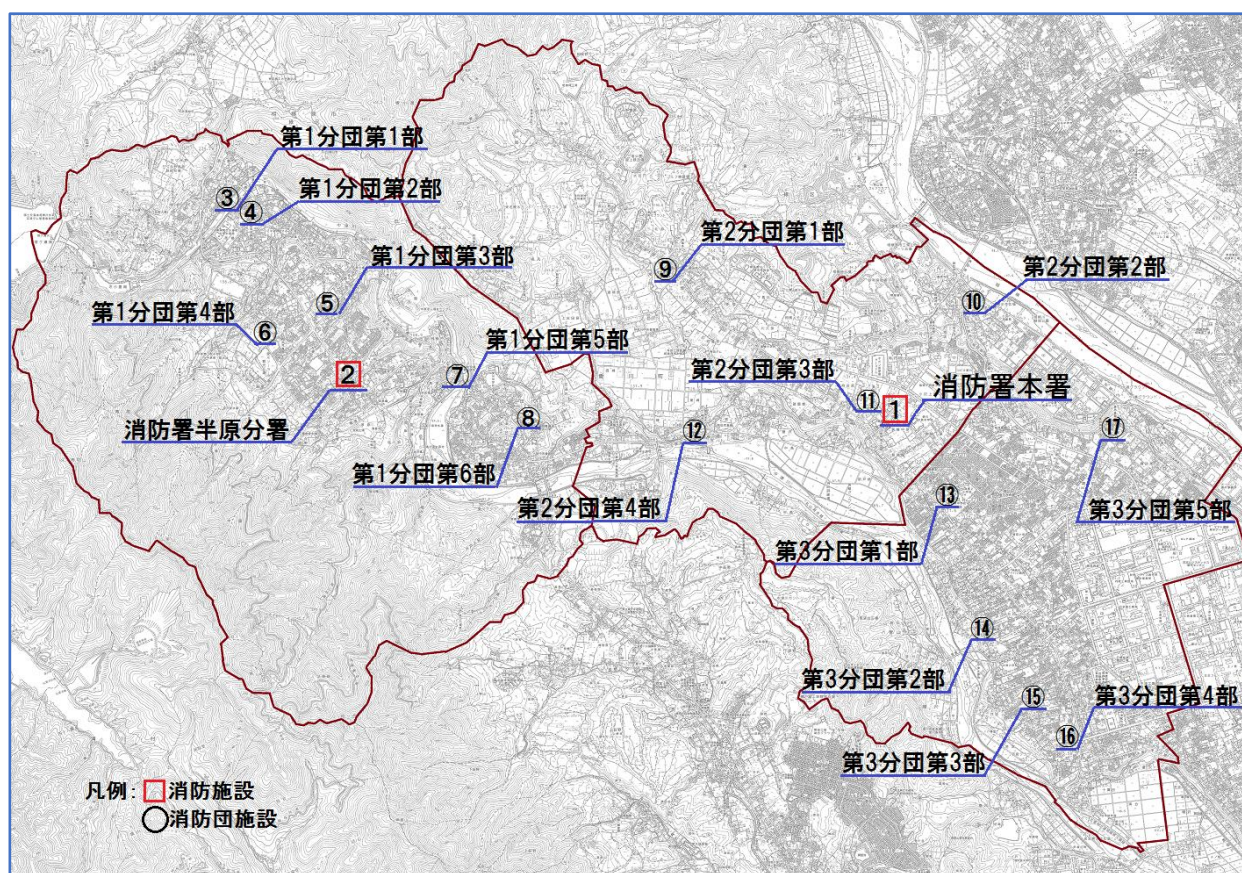
また、環境施設としてごみ収集・処理を行う美化プラントと、し尿収集・処理を行う衛生プラントの1施設ずつを整備し、環境衛生の維持向上を推進しています。

庁舎・環境施設8施設の総延床面積は10,805㎡で、主な公共施設全体の8.4%です。

〔※令和2年度に半原出張所は建物を取り壊し、中津出張所は建物と土地を売却しましたが、配置状況は令和元年度末の状況を記載しています。〕

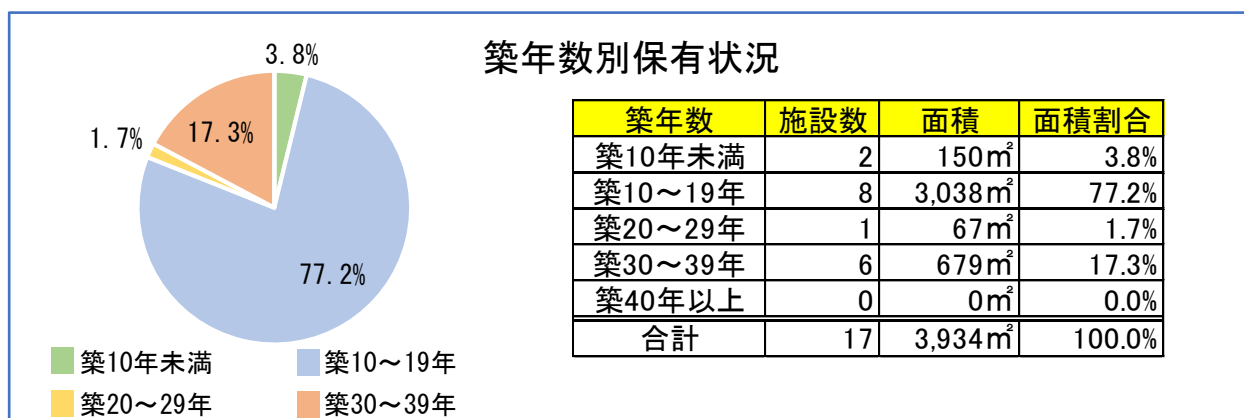


(4) 消防施設の配置状況

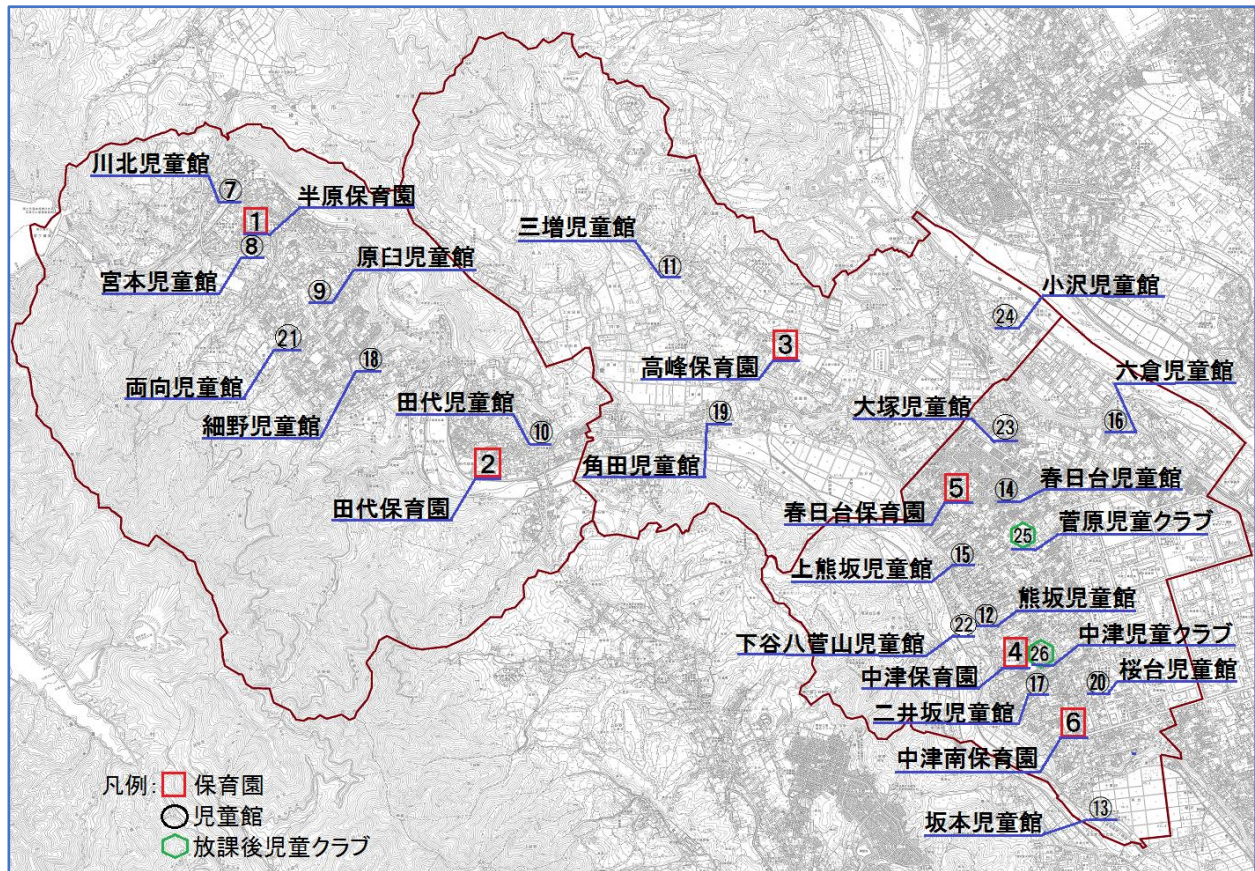


常備消防施設は、消防署本署と消防署半原分署の2施設があり、非常備消防施設としては、消防団器具舎が愛川地域に6箇所、高峰地域に4箇所、中津地域に5箇所、合計で15箇所が整備されています。

消防施設17施設の総延床面積は3,934㎡で、主な公共施設全体の3.0%です。



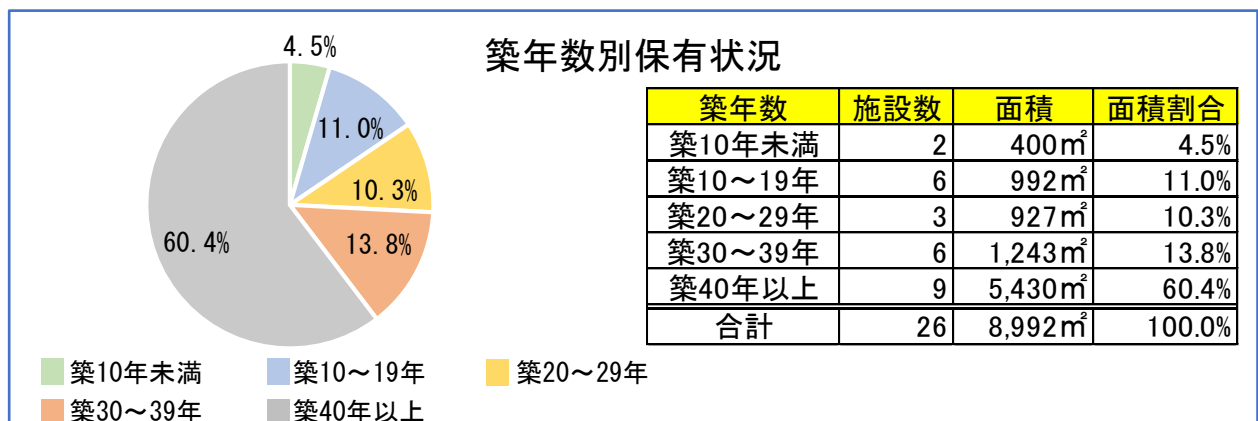
(5) 子育て支援施設の配置状況



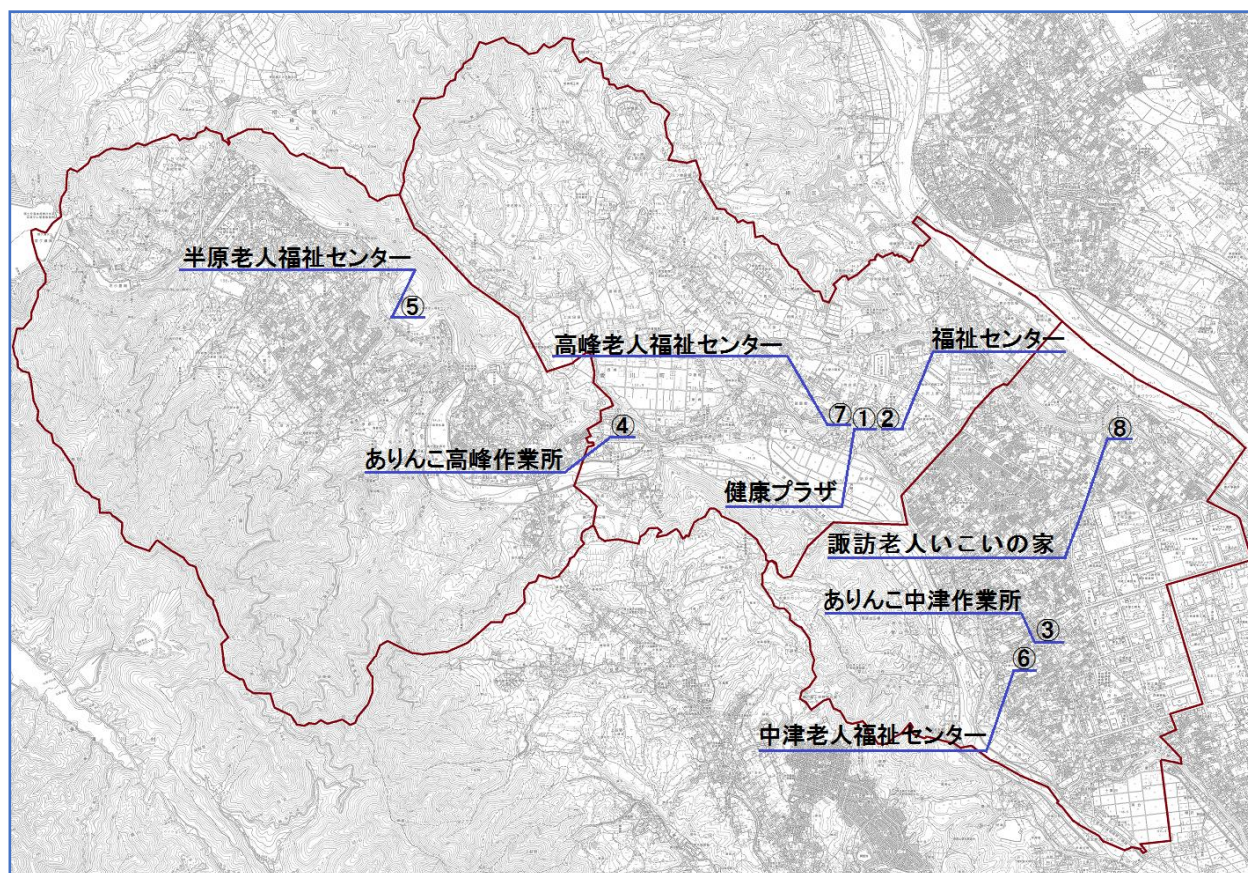
町内には、子育て支援施設として、保育園が6箇所、児童館が18箇所、放課後児童クラブ（単独施設）が2箇所、合計26箇所が整備されています。

保育園は、愛川地域に2園、高峰地域に1園、中津地域に3園が設置され、児童館は、愛川地域に6箇所、高峰地域に3箇所、中津地域に9箇所が設置されており、人口分布に即した配置となっています。

子育て支援施設26施設の総延床面積は8,992㎡で、主な公共施設全体の6.9%です。



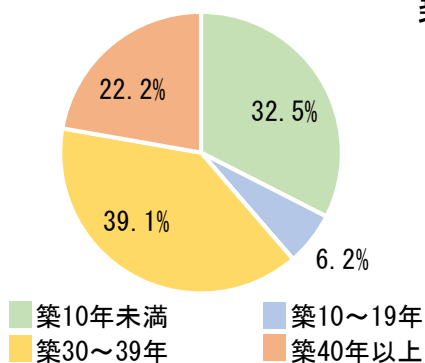
(6) 保健福祉施設の配置状況



保健福祉施設の拠点としては、健康プラザと福祉センターが高峰地域に配置され、高齢者福祉施設としては、老人福祉センターが各地域1箇所ずつ、諏訪老人いこいの家が中津地域に1箇所、障がい者福祉施設としては、ありんこ作業所が高峰地域と中津地域に1箇所ずつ配置されており、概ねバランスの取れた配置となっています。

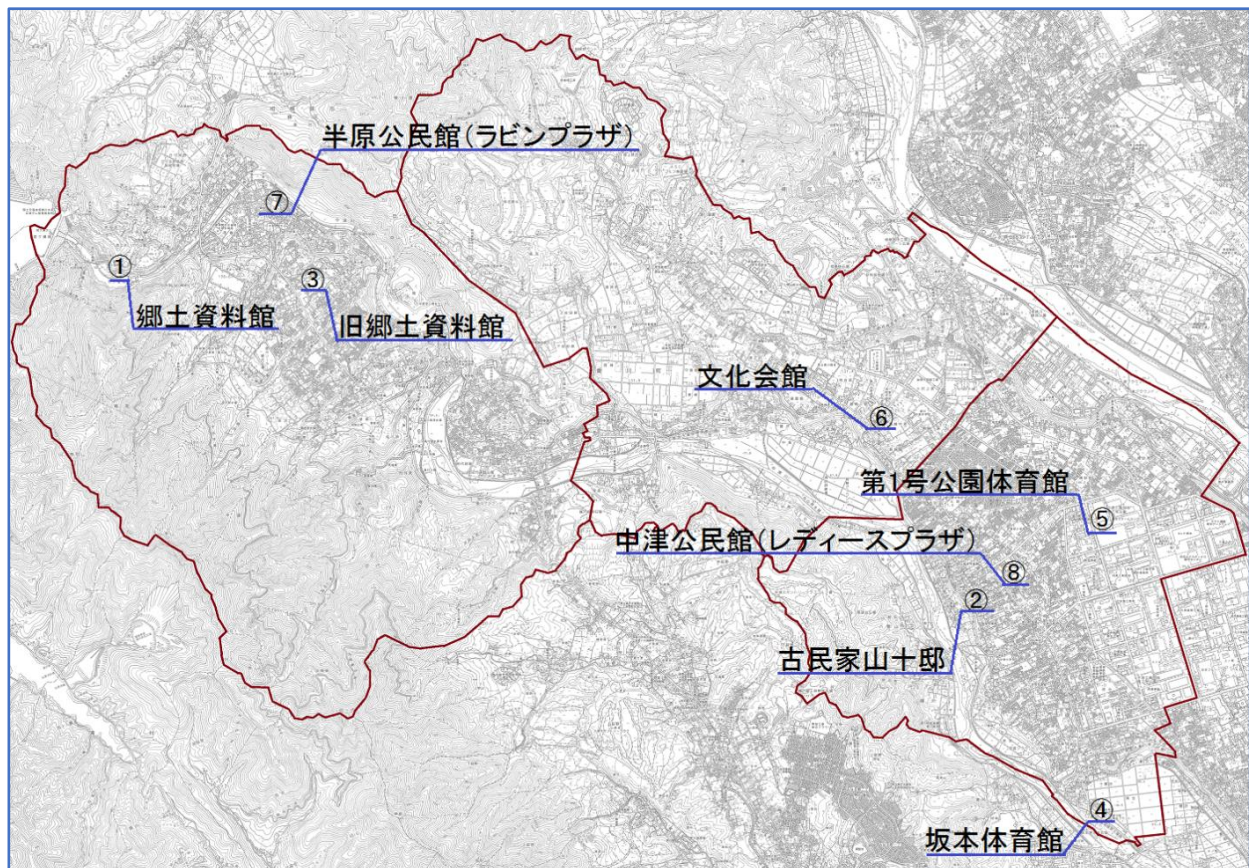
保健福祉施設8施設の総延床面積は、5,311㎡で、主な公共施設全体の4.1%です。

築年数別保有状況



築年数	施設数	面積	面積割合
築10年未満	1	1,726㎡	32.5%
築10～19年	2	327㎡	6.2%
築20～29年	0	0㎡	0.0%
築30～39年	1	2,077㎡	39.1%
築40年以上	4	1,181㎡	22.2%
合計	8	5,311㎡	100.0%

(7) 文化・スポーツ施設の配置状況

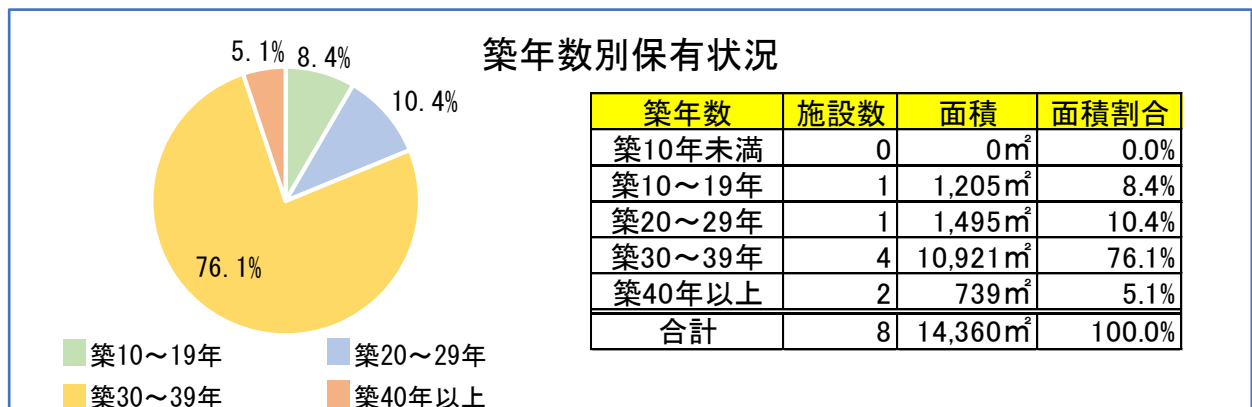


文化施設では、各地域に公民館として文化会館、半原公民館（ラビンプラザ）、中津公民館（レディースプラザ）が配置され、愛川地域には郷土資料館が、中津地域には国指定登録文化財の古民家山十郎が配置されています。

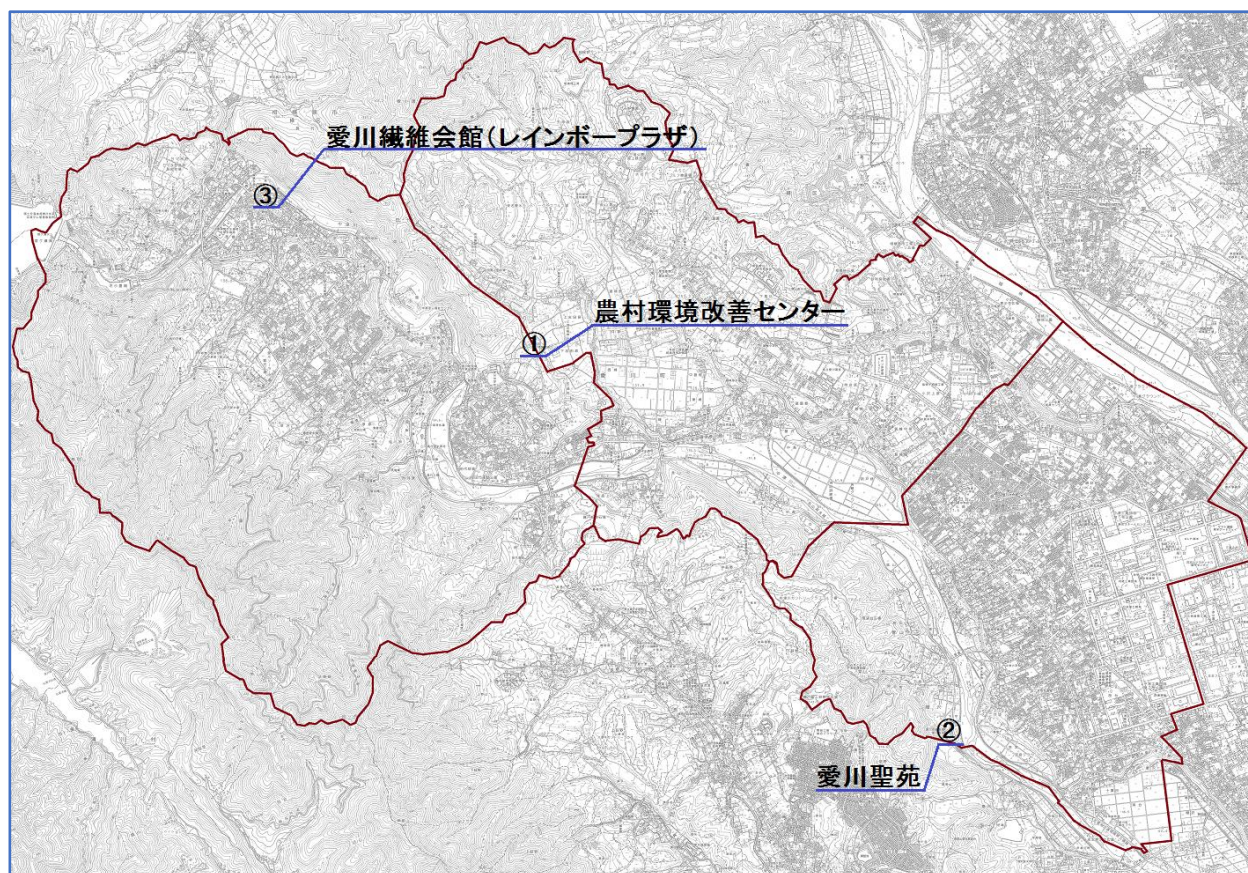
なお、半原・中津公民館では、平成29年10月から旧半原・中津出張所の業務の一部を移管し、「連絡所」としての機能も有しています。

スポーツ施設としては、中津地域に体育館2施設が配置されています。また、配置図にはありませんが、インフラ施設として区分している田代運動公園（野球場、ソフトボール場、テニスコート、プール、ゲートボール場、スケートボード場）、三増公園（陸上競技場、テニスコート）、第1号公園（野球場、テニスコート、プール）が各地域に1箇所ずつ配置されています。

文化・スポーツ施設8施設の総延床面積は、14,360㎡で、主な公共施設全体の11.0%です。



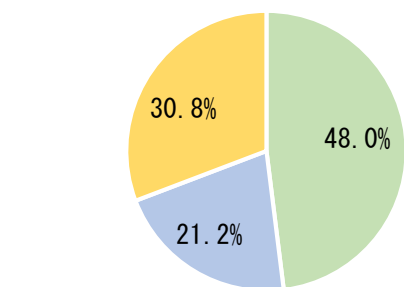
(8) その他町民利用施設の配置状況



その他町民利用施設では、農業経営者の研修や農村在住者の健康増進施設として、農村環境改善センターが愛川地域に、火葬及び葬儀を行う愛川聖苑が中津地域に、繊維産業の拠点施設である愛川繊維会館（レインボープラザ）が愛川地域に配置されています。

その他町民利用施設 3 施設の総延床面積は 7,335㎡で、主な公共施設全体の 5.6%です。

築年数別保有状況



■ 築20～29年 ■ 築30～39年 ■ 築40年以上

築年数	施設数	面積	面積割合
築10年未満	0	0㎡	0.0%
築10～19年	0	0㎡	0.0%
築20～29年	1	3,522㎡	48.0%
築30～39年	1	1,555㎡	21.2%
築40年以上	1	2,258㎡	30.8%
合計	3	7,335㎡	100.0%

3.3 インフラ施設の現状

(1) インフラ施設の整備状況

本町が保有・管理する道路、橋りょう、公園、上下水道におけるインフラ施設の2019（令和元）年度末の状況は、次のとおりとなっています。

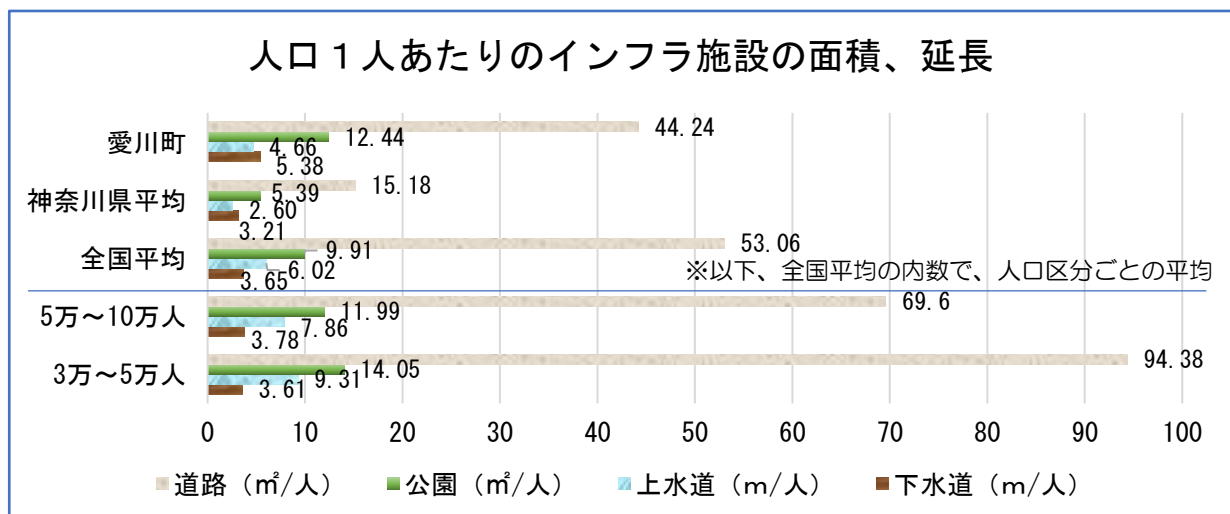
区 分	インフラ施設の状況	備考
道路	実延長 352,619m 面積 1,768,657㎡	
橋りょう	137 橋 延長 2,030m 面積 16,053㎡	
公園	都市公園（21 箇所） 面積 475,442 ㎡ その他公園（56 箇所） 面積 26,434 ㎡	公園施設には、陸上競技場、プール、野球場等を含む。
上水道施設	水道管 実延長 187.05km	
下水道施設	下水道管 実延長 216km	

※出典：町道路台帳（令和元年度末）、令和元年度公共施設状況調査、令和元年度水道事業決算統計、令和元年度下水道事業決算統計

〔公園施設には建物が付属している施設もありますが、ほとんどが工作物であることから、インフラ施設として整理しています。〕

(2) インフラ施設の全国平均比較

本町の人口1人あたりのインフラ施設面積等をみると、「人口3万～5万人」との比較では、道路面積と上水道延長が2分の1となっており、人口1人あたりのインフラ施設面積等は、同規模団体に比べ、少ないことがわかります。



※出典：道路、公園は公共施設状況調経年比較表（令和元年度決算）（総務省）より抜粋。

上水道、下水道は令和元年度地方公営企業年鑑（総務省）より市町村分を抜粋。

都市公園一覧（21 箇所）

地域	所在	施設数	施設名
愛川	半原	2	下新久公園、上新久公園(まゆみ公園)
	田代	2	田代運動公園、志田運動場
高峰	三増	2	三増公園、馬込公園
中津	中津	8	中津工業団地第 1 号公園、中津工業団地第 2 号公園、相模川緑地公園、一本松公園、若宮公園、北原公園、上熊坂公園、坂本運動場
	八菅山	1	八菅山いこいの森
	春日台	6	春日台第 1 公園(けやき公園)、春日台第 2 公園(さくら公園)、春日台第 3 公園(しらかば公園)、春日台第 4 公園(いちよう公園)、春日台第 5 公園(やなぎ公園)、春日台第 6 公園(いぶき公園)

児童遊園地一覧（56 箇所）

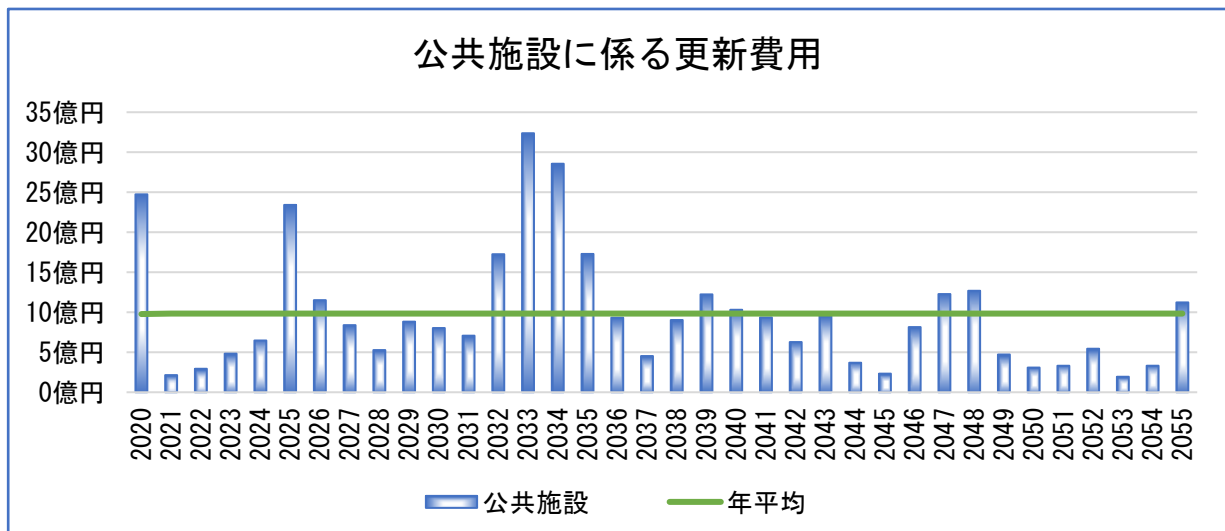
地域	所在	施設数	施設名
愛川	半原	14	横根児童遊園地、川北住宅児童遊園地、宮本児童遊園地、和平児童遊園地、両向児童遊園地、川北児童遊園地、市之田児童遊園地、原臼住宅児童遊園地、原臼児童遊園地、細野新久中央児童遊園地、新久南児童遊園地、細野ちびっこ広場、中細野児童遊園地、忠霊塔敷地内児童遊園地
	田代	4	上原ミニ児童遊園地、上田代児童遊園地、広瀬児童遊園地、大内出児童遊園地
高峰	角田	6	下之街道児童遊園地、箕輪中原児童遊園地、上小沢児童遊園地、角田上部ミニ児童遊園地、小沢双葉児童遊園地、大塚児童遊園地
	三増	2	三増児童遊園地、三増住宅児童遊園地
中津	中津	29	角田境ミニ児童遊園地、上菅原ミニ児童遊園地、上熊坂児童遊園地、一ツ井菅原児童遊園地、下菅原ミニ児童遊園地、熊坂児童遊園地、松台ミニ児童遊園地、松台第 2 ミニ児童遊園地、下松台児童遊園地、太田ミニ児童遊園地、二井坂子供広場、中原ミニ児童遊園地、中原児童遊園地、桜台ちびっこ広場、桜台住宅児童遊園地、半縄区ちびっこ子広場、半縄第二ミニ児童遊園地、半縄児童遊園地、下六倉児童遊園地、上六倉児童遊園地、大塚前ミニ児童遊園地、大塚中児童遊園地、大塚南児童遊園地、諏訪児童遊園地、諏訪第 2 児童遊園地、諏訪第 3 児童遊園地、諏訪住宅児童遊園地、坂本児童遊園地、楠児童遊園地
	棚沢	1	八菅山児童遊園地

3.4 更新費用等の見通し

(1) 公共施設の更新費用

将来の公共施設の更新費用の試算については、固定資産台帳に登載されている資産のうち、全ての建築物を今後も保有し続けたと仮定した場合、必要となる更新費用の将来的なコストを試算した結果、2055（令和37）年までに351.8億円、年平均で9.8億円の費用が必要となります。

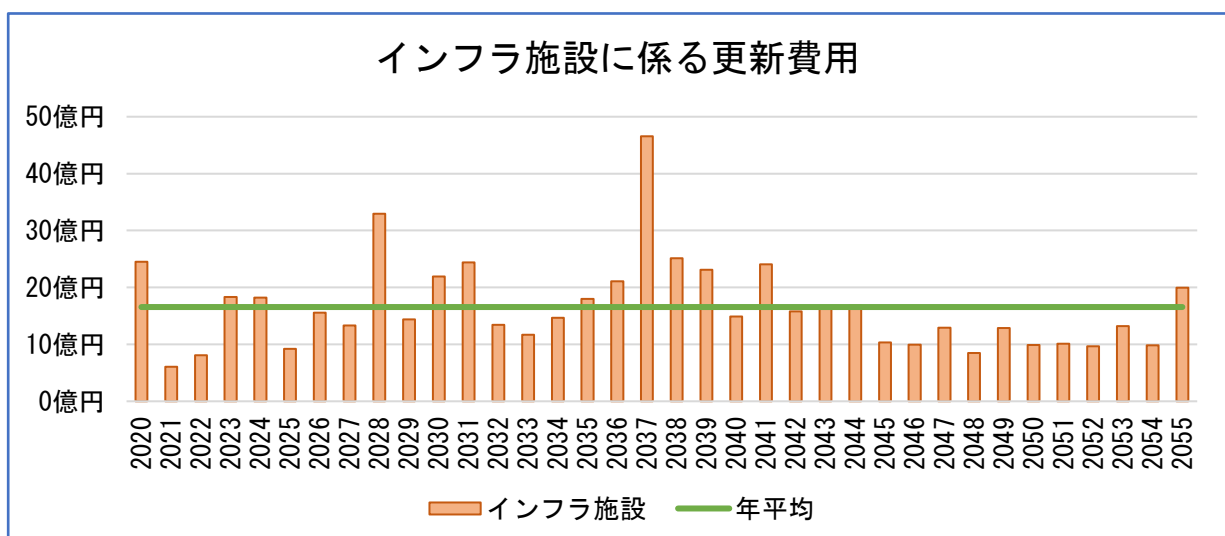
今後は、大規模改修による長寿命化や、施設の統廃合などを実施し、更新費用の平準化を図っていくことが必要となります。



※出典：令和元年度末固定資産台帳

(2) インフラ施設の更新費用

本町が保有する道路、橋りょう、公園、上下水道のインフラ施設を、今後も全て保有し続けた場合に必要となる更新費用の将来コストを試算すると、2055（令和37）年までに596.2億円、年平均で16.6億円が必要となります。



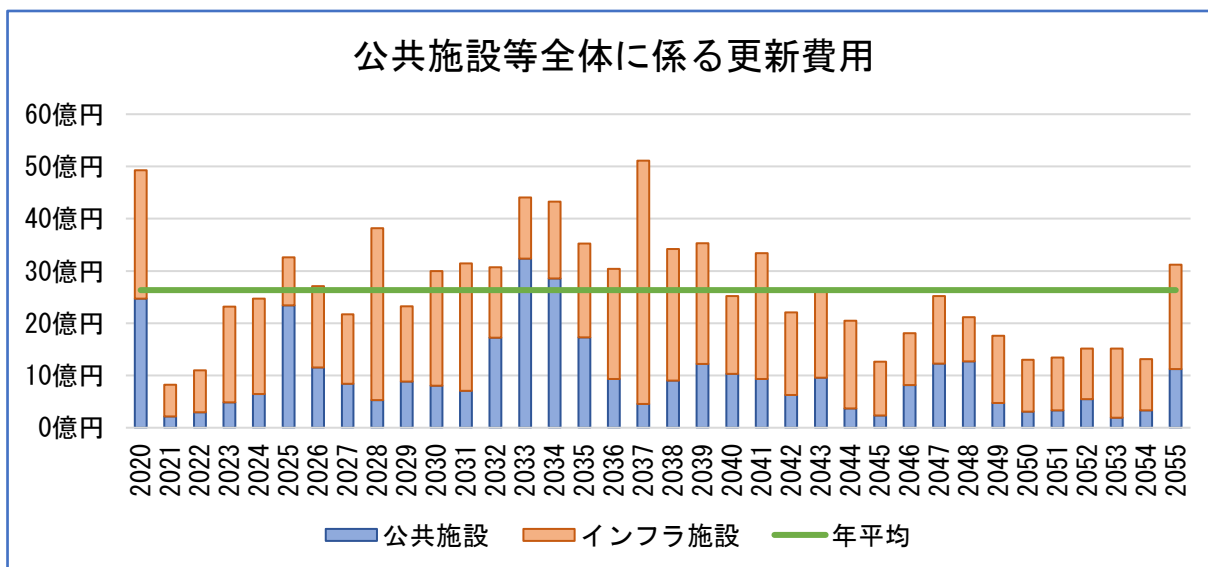
※2037年に更新費用が集中している理由は、固定資産台帳整備時に取得年度が不明の施設を便宜上同一年度に取得したものとして整理していることによるものです。

※出典：令和元年度末固定資産台帳、水道事業経営戦略基礎資料（年度別建設改良費の計画）抜粋

(3) 公共施設等全体の更新費用

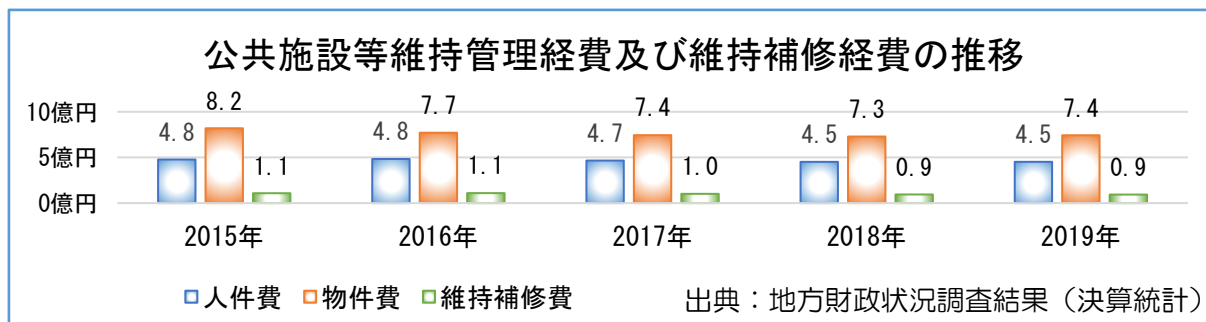
本町が保有する公共施設等全体にかかる 2055（令和 37）年までの更新費用の総額は、948 億円で、更新費用額の年平均は 26.3 億円となり、直近 5 年間の投資的経費の平均 12.5 億円（普通会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の合計）の 2.1 倍の費用が必要となります。

また、更新費用のうち、6 割がインフラ施設の更新費用であることを鑑みると、公共施設の維持管理と合わせて、インフラ施設の更新マネジメントも同時に進めていく必要があります。



(4) 維持管理費及び維持補修費の見通し

公共施設等の維持管理に必要な人件費や物件費（光熱水費、施設の管理委託料など）、維持補修費（修繕料や原材料費、補修工事費など）の状況を見ると、過去 5 年間の平均は、人件費が年間 4.7 億円、物件費が 7.6 億円、維持補修費が 1 億円、合計で 13.3 億円となり、現在、保有する公共施設等を今後も同様に管理する場合には、2055（令和 37）年までに約 478.4 億円の維持管理費及び維持補修費が必要となります。



（５）将来世代への負担増加の懸念

計画終了年度の2055（令和37）年の生産年齢人口は、約1万6千人と見込まれ、2015（平成27）年の約2万5千人から4割近く減少することになります。

仮に公共施設の延床面積が2019（令和元）年と同じままで推移した場合、この維持管理、更新にかかる住民1人あたりの負担は大幅に増加することとなります。

また、2015（平成27）年は働き手2.5人で高齢者1人を支えていましたが、40年後の2055（令和37）年の推計では、働き手1.5人で高齢者1人を支えることが見込まれます。

生産年齢人口層が老年人口層を支える割合（負担感）が大きく増加するなかで、公共施設を現状のまま維持することは、将来世代に、さらに負担を強いることにつながります。

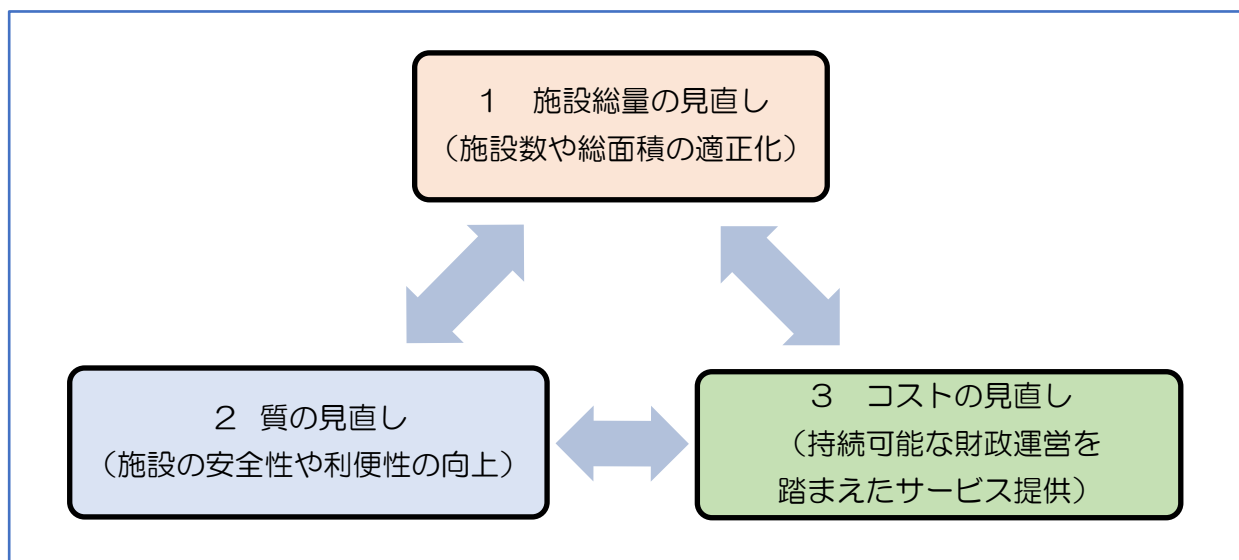


第4章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

4.1 全施設の基本的な方針

これまで記述した現状と課題を踏まえ、次の3つの視点から、公共施設等の今後のあり方に係る基本的な方針を定めます。

見直しの3つの視点



(1) 施設総量の見直し

① 施設数や総面積の削減

人口減少、財政状況、利用状況、費用対効果など長期的な視点から検討を加え、施設総量を削減します。

総量削減にあたっては、施設の廃止（除却）・複合化・集約化・民間移管などを積極的に推進し、新規の施設は必要最小限に絞って整備することとします。施設の新設にあたっては、総量削減の目標数値を考慮して行います。

② 機能の複合化や集約化による効率的な施設配置

住民サービスを行う上で必要な機能については、他の公共施設（建物施設）の立地状況を踏まえ、複合化や集約化を推進します。

必要な機能を維持しながら効率的な施設配置を行い、住民サービスが著しく低下することのないよう配慮します。

③ 未利用資産等の活用や処分

公共施設除却後の跡地（町有地）や未利用の公共施設等については、他用途への転用・複合化・集約化の受け皿として、現行サービスを中断せずに最適な配置が可能となるよう有効利用を検討することとし、不要と判断した場合は、売却を含めた処分を推進していきます。

(2) 質の見直し

① 予防保全の推進

定期的な点検による劣化状況の把握に努めるとともに、明らかな不具合が生じてから修繕を行う事後的管理ではなく、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型維持管理への転換を推進します。

② 長寿命化等の推進

長寿命化計画や長期修繕計画を策定し、これらの計画に基づき大規模改修を実施するなど、必要に応じて施設の長寿命化を図るとともに、より安心して利用しやすい施設となるよう耐震化やユニバーサルデザイン⁷化を推進します。

③ 利便性の向上

複雑多岐にわたる住民ニーズに対して、各公共施設で提供しているサービスの内容や民間代替可能性などを分析するとともに、国や県または近隣市町村と公共施設等の相互利用や共同運営など広域連携に関する情報共有を進めるなど、時勢を捉えた行政サービスの水準確保について検討し、利便性の向上を推進します。

(3) コストの見直し

① 更新費用の削減と平準化

施設にかかるライフサイクルコスト⁸を勘案しながら必要な施設規模等を精査し、更新費用を削減するとともに、更新時期の集中を回避することで、更新費用の平準化を図ります。

また、大規模改修・建替え時には太陽光発電設備等省エネルギー設備の導入を推進し、その後の維持管理費用の縮減を図ります。

② 民間活力の導入

PPP⁹やPFI¹⁰などの官民連携による施設整備や管理・運営方法の見直しを検討し、財政負担の軽減や行政サービスの向上を図ります。

③ 使用料の適正化

施設の運営や維持管理にかかる費用や業務内容を分析し、施設使用料等の適正化を図ります。

⁷ ユニバーサルデザイン：高齢であることや障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように建築物、生活空間などをデザインすること。

⁸ ライフサイクルコスト：公共施設を建設してから取り壊すまでの全ての費用の合計をいい、調査設計費、建設費、維持費、解体費など、施設の生涯に必要な費用が全て含まれる。

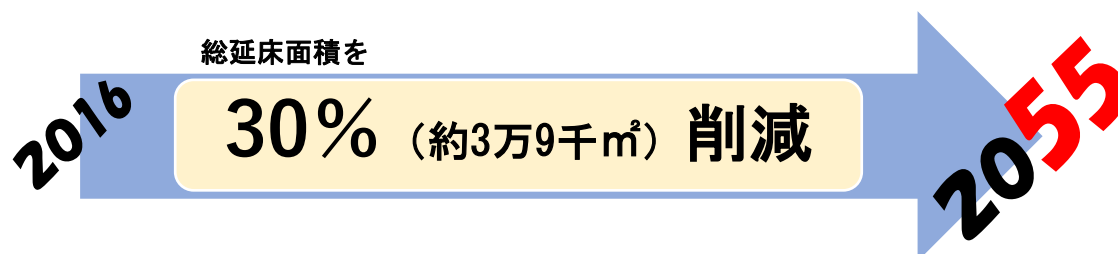
⁹ PPP：Public Private Partnership の略で、公共と民間が連携して、公共サービスを提供する仕組みのことをいい、PPPの中には、PFIや指定管理者などが含まれる。

¹⁰ PFI：Private Finance Initiative の略で、公共施設の整備や運営を民間主導で行う仕組みのことをいう。

4.2 施設総量の削減

(1) 削減目標の設定

全施設の基本的な方針に沿い、公共施設の総延床面積の削減目標を2055（令和37）年までに30%（約3万9千㎡）削減と設定します。



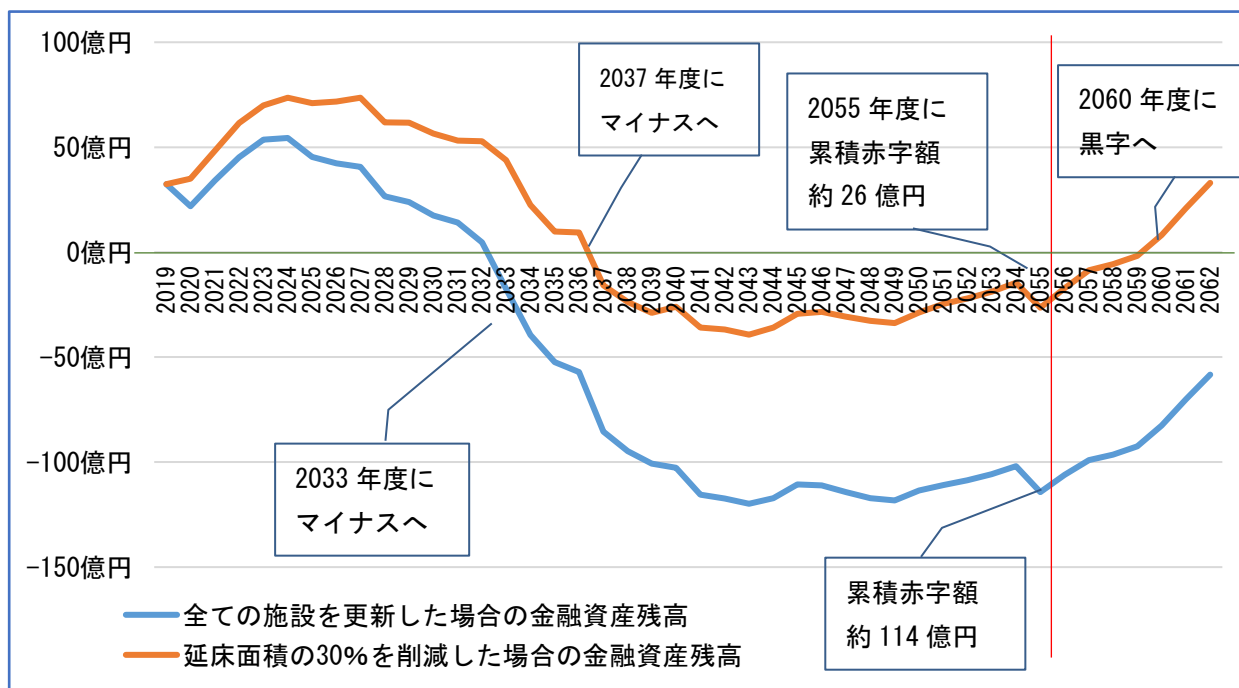
なお、道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ施設は、住民生活に必要不可欠なものが多く、総量を削減することは現実的ではないため、削減目標数値の設定は行わず、基本的な方針に則った取組みを進めることとします。

(2) 削減目標の根拠

町全体の財務シミュレーションの実施

シミュレーションの前提条件として、地方公会計による財務諸表を基に、税収や国県補助金などの収入は、2019（令和元）年度決算の額が次年度以降も収入できるものと仮定、支出についても人件費や物件費、委託料、扶助費などは2019（令和元）年度決算額を固定的なものとし、公共施設の更新にかかる投資的経費のみが変動するものとしています。

なお、公営企業として、収支が独立している水道事業会計を除きます。



上記の前提条件で財務シミュレーションを行った結果、全ての施設を更新した場合の本町の金融資産残高は、2033（令和15）年にマイナスとなり、以降、施設更新にかかる赤字が累積していくことで、計画期間終了年度の2055（令和37）年には、赤字累積額は約114億円となります。これは、「愛川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」で示された2055（令和37）年の将来予測人口約3万人で試算すると、町民1人あたり約38万円の負担が増加することとなります。

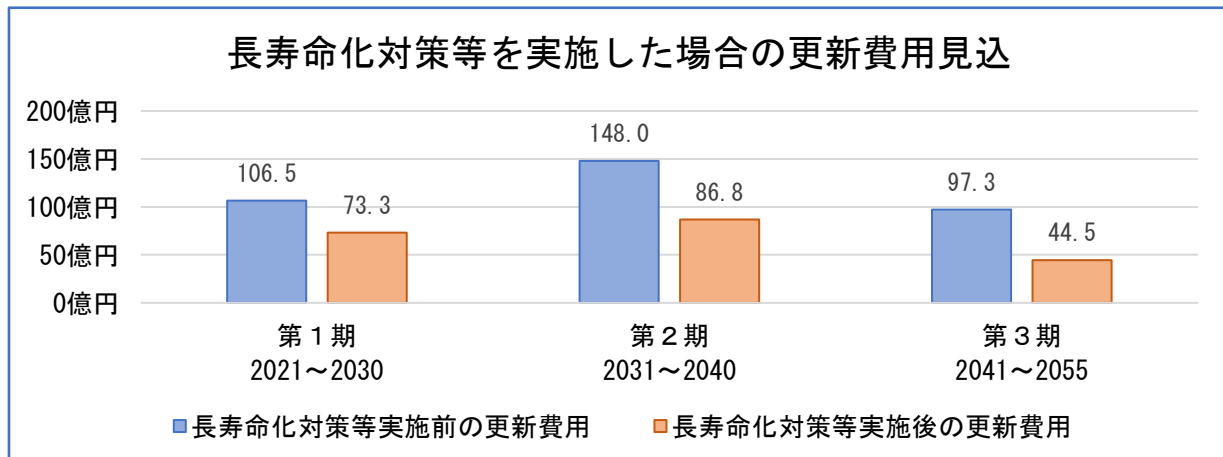
一方、本計画に基づく公共施設マネジメントを実施し、削減目標である延床面積の30%を削減した場合は、2037（令和19）年にマイナスに転じるものの、計画終了年度の2055（令和37）年の金融資産残高は、26億円の赤字にとどまります。

この赤字については、施設の長寿命化や予防保全型管理を推進していくことで、維持管理のコストを削減し、解消を図っていくこととします。

その後、財務シミュレーションでは、計画期間終了後の2060（令和42）年に再び黒字に転じる見込みとなっています。

（3）長寿命化対策等を実施した場合の更新費用の見込み及び効果額

本計画の実施計画として令和3年3月に策定した「愛川町公共施設個別施設計画」では、第1期から第3期までの計画期間を設定し、長寿命化対策の実施により、耐用年数を延伸するとともに、本計画で定めた総延床面積30%削減を実施した場合の試算を、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト」を活用して行ったところ、204.6億円となり、長寿命化対策等を実施せずに全ての建築物を今後も保有・更新した場合の351.8億円に比べ、147.2億円が削減できる見込みとなっています。



削減目標を補完するその他の参考指標

愛川町まち・ひと・しごと創生人口ビジョンにおける人口の長期展望シミュレーション

人口シミュレーションでは、計画終了年度の2055（令和37）年には25.4%の減少率となっています。

区 分	2015（平成27）年	2055（令和37）年	減少率
人口将来展望	41,221 人	30,771 人	▲25.4%

※前提条件：全国の移動率が一定程度縮小し、合計特殊出生率が上昇すると仮定した場合

公共施設の町民1人あたり面積と県内自治体平均との比較

公共施設の住民1人あたりの面積を神奈川県内自治体平均と同水準とするためには、23.3%の削減が必要となります。（令和元年度決算）

愛川町	神奈川県平均	比較割合
3.17 ㎡	2.43 ㎡	▲23.3%

4.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 点検・診断等

公共施設等を日々適切に利用していくためには、日常的・定期的に点検や診断を行うことが必要です。そのためには、不具合が生じてから修繕を行う事後的管理ではなく、損傷等が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施する予防保全型維持管理を行う視点から、点検・診断する項目や方法等を整理し、実施することが重要となってきます。

点検・診断については、施設の安全性や耐久性、適合性や適法性を必須項目として実施し、経年による劣化状況や気候、使用条件等による機能低下状況を把握するとともに、長寿命化を図る観点から快適性や環境負荷などについても評価を実施します。

また、点検・診断の結果・記録は、データベース化して情報を蓄積し、今後の維持管理、修繕、更新等の計画に反映します。

(2) 維持管理・修繕・更新等

施設の重要度や利用度、老朽化の程度に応じて長期的な視点から優先度を判断し、計画的に大規模改修や更新を行うとともに、将来の社会情勢の変化に対応するため、柔軟性・可変性のある施設とするなどの工夫をします。

地域や関係団体への建物施設の移管や指定管理者制度の導入を進めるなど、住民等との協働による維持管理を検討します。

さらに、PPPやPFIなどの事業手法や他の自治体の先進的な取り組みなどを研究しながら、維持管理・修繕・更新等を進めます。

また、施設の運営、維持管理にかかるコストを考慮し、必要に応じて使用料の見直しを行い、受益者負担が適正になるよう努めます。

施設の維持管理・更新等に当たっては、断熱性能の高い材料の使用、省エネ性能に優れた機器や太陽光発電設備の導入など、消費エネルギーの省力化及び再生可能エネルギーの導入を推進し、維持管理費用の削減を図るとともに、施設の脱炭素化に努めます。

(3) 安全性の確保

日常的・定期的な点検・診断結果に基づき、建物や設備の状況を把握するとともに、地震や火災などの災害に備える必要があるため、点検・診断により危険性が認められた公共施設等については、利用状況や優先度などを踏まえて、修繕・更新などを行うことにより安全性の確保を図ります。

耐用年数を経過する施設については、あらかじめ、利用者の安全確保を第一として、利用需要や維持管理コスト等を勘案しながら、解体・除却を含め、今後のあり方を検討します。

(4) 耐震化

公共施設は、多数の町民に利用されることや、災害時の活動拠点や避難施設としての役割を担うことから、町耐震改修促進計画に基づき、町有建築物の耐震化を計画的に推進するとともに、インフラ施設についても耐震化を進めます。

(5) 長寿命化

将来にわたり保有していく必要のある施設については、予防保全型維持管理により機能保持に努めるとともに、計画的に機能改善・耐久回復を行い、施設の長寿命化を図ります。

既に長寿命化等の管理計画が策定されている橋りょうや町営住宅については、公共施設等総合管理計画を踏まえ、全庁的な視点を加味しながら、各計画に沿って実施します。

今後新たに個別の長寿命化計画を策定する場合は、本計画の方向性との整合を図るものとします。

(6) 統廃合等

公共施設等の見直しにあたっては、現状や将来の利用需要、財政状況等を考慮しながら、統廃合、集約化、複合化などの合理化・効率化を念頭に、長期的な視点から再編を進めます。

また、当該公共施設等を存続しなければ住民サービスの提供が不可能となるか、他の手段や方法で代替できないかなど、施設とサービスの関係について、多角的に検討します。

施設類型に応じて、地域ごとの偏りや多寡、他の自治体との比較考量など、必要な総量を検証しながら施設類型別実施計画を策定し、統廃合等を進めます。

インフラ施設についても、必要性や経済性を精査し、将来予測を踏まえた適正な総量とするよう努めます。



4.4 施設類型別の基本的な方針

(1) 学校教育施設

学校教育施設については、長寿命化を図り、更新時期を後年度にずらすことで、財政負担の軽減に努めます。

また、将来の児童生徒数に見合った適正な施設規模を精査するとともに、必要に応じて本町の地域事情などを加味しながら、他施設との複合化や統廃合について検討します。

なお、文部科学省が作成した「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」及び「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」を参考にしていくものとします。



愛川東中学校

(2) 町営住宅



原田町営住宅

町営住宅長寿命化計画に基づき、計画最終年度となる2030年度までに用途廃止することとしている平山町営住宅及び松台町営住宅・諏訪町営住宅（低層棟）を除き、当面は適切な維持管理に努めていくこととします。

なお、次期計画を策定する際には、公共施設等総合管理計画の基本的な方針に則って、総量、質、コストの見直しを進めるものとします。

(3) 庁舎・環境施設

町都市マスタープランでは、役場庁舎周辺地区を都市の安定・成熟化に向けた町のシンボルとして町民交流拠点の形成を推進するとしていることから、本庁舎にあっては、周辺地区の将来像を見据え、財政状況等を見極めながら検討します。

半原出張所及び中津出張所については、利用者の減少や施設の老朽化などから、平成29年9月末をもって供用を廃止し、令和2年度に半原出張所は建物を取り壊し、中津出張所は建物と土地を売却しました。

美化プラントについては、厚木愛甲ごみ処理広域化実施計画に基づき、厚木市に新たな焼却施設及び粗大ごみ処理施設を建設する予定となっていますが、資源ごみについては引き続き美化プラントで処理することとなっており、今後の施設の役割を踏まえ、旧焼却施設の除却を含め、機能向上に向けた検討を進めます。

衛生プラントについては、広域化や全面委託が困難であり、今後とも町が運営していく必要がありますが、建物や設備・機器の老朽化が進んでいるため、大規模修繕等長寿命化に向けた取組みを検討します。



役場本庁舎

(4) 消防施設

迅速な消防救急活動ができるよう消防署は本署と半原分署を配置し、地域住民の生命財産を守っています。

半原分署の施設は老朽化が進み、部分的な修繕により対応している状況にあるため、長寿命化に向けた検討を進めます。

非常備消防を担う消防団については、現在3分団15部で組織していますが、器具舎の統廃合等は、施設の在り方や最適配置という面から検討するものではなく、消防団の在り方をどうしていくかという面から検討すべき問題であることから、中長期的に議論を進めていく必要があります。

その際には、施設に掛かるコストのみでなく、団員、車両、装備品など、トータルコストを考慮に入れ、財政面からの検討も加味します。



消防署本署

(5) 子育て支援施設



高峰保育園

保育園については、民間移管や業務委託などについて検討するとともに、子ども・子育て支援新制度における民間事業者の動向にも注視しながら、大規模改修や更新について長期的な視点から方向性を定める必要があります。

児童館については、地域活動や青少年活動の場など、地域コミュニティの拠点として、行政区を指定管理者に指定して施設の利活用が図られています。

今後も適切な維持管理に努めるとともに、更新が必要となった場合は、利用需要などを考慮し、他の施設との複合化も視野に入れ、検討する必要があります。

放課後児童クラブのうち、校舎内の空き教室が確保できないため学校敷地内に単独施設を整備した菅原児童クラブ及び中津児童クラブについては、今後の児童数の動向により、空き教室の確保を検討します。

(6) 保健福祉施設

健康プラザ及び福祉センターについては、保健福祉の中核機能を担っており、今後も適切な維持管理に努めます。

ありんこ中津作業所及び高峰作業所については、今後も障がい者福祉の増進に必要不可欠な施設であることから、当面は適切な維持管理に努めるものとします。

各老人福祉センター（3施設）及び諏訪老人いこいの家の4施設については、いずれも老朽化が進行している状況にあります。

高齢化が進む中で、将来の利用需要は高まることが予想され、今後も設置運営を継続する必要がありますが、更新にあたっては、多機能化を図るなどトータルコストの軽減に向けた取り組みが必要となります。



健康プラザ

(7) 文化・スポーツ施設

郷土資料館については、他の地域からの来訪者が多い県立あいかわ公園内にあって、町の歴史や文化への理解を深めるのに好立地であり、地域の文化振興や観光振興の一助になっています。

今後も本町の魅力や歴史を発信する施設として、魅力ある事業展開を推進するため、適切な維持管理に努めていきます。

古民家山十邸については、国登録有形文化財である古民家としての特長を活かした催しや、利用貸し出しを行っています。代替性がない歴史的文化財のため、今後も適切な維持管理を行うことにより、老朽化対策に努めていきます。

旧郷土資料館については、郷土資料の保管のほか、児童等の学習や当時の想いを懐古することのできる場としての活用など、その方法について総合的に検討します。

坂本体育館については、厚木市との行政境にある立地条件から町外の利用者も多く、年間利用率も95%を超えるなど、利用需要は高い状況ではありますが、老朽化が進む当施設の状況を踏まえながら、適切な維持管理に努めていきます。

第1号公園体育館については、野球場やテニスコートなどが整備された公園内の体育施設として、利用が多い状況で、町内唯一のトレーニングルームもあり、公園を含めた複合的機能は代替性がないため、今後も適切な維持運営に努めるとともに、指定管理者制度などサービスの充実向上や収益アップの方策を検討していく必要があります。

文化会館については、町で唯一のホールを有し、イベントや式典、公演など町内外を問わず広く利用があり、今後も適切な維持運営をしていきますが、大規模施設であることから、将来的にはPPP/PFIの導入や近隣自治体と連携した広域利用などについて、検討を行う必要があります。



文化会館

半原公民館（ラビンプラザ）、中津公民館（レディースプラザ）については、地域の生涯学習施設として、自治会の行事やサークル活動など様々な形で利用されているほか、旧出張所の役割を一部移管した「連絡所」としての機能も有しており、今後も適切な維持運営に努めていきます。

(8) その他町民利用施設

農村環境改善センターについては、老朽化による維持補修費の増加や、人口減少に伴う施設利用者の減少が予想されます。大規模改修や施設の更新が必要となった場合に備え、公民館や体育施設などの他の施設の利用状況等を踏まえながら、総合的な検討を行っていきます。



愛川聖苑

火葬場・斎場である愛川聖苑については、町外者も含め、利用需要が高く、代替性のない施設であることから、今後も適切な維持管理に努めていきます。

愛川繊維会館（レインボープラザ）については、一般財団法人繊維産業会に貸与しており、本町のかつての基幹産業であった繊維産業を今に伝える拠点施設です。

今後の在り方について、民間や地域を含め、産業振興や地域活性化の観点から、多機能化や民間活力の活用など、幅広く検討していきます。

4.5 インフラ施設の基本的な方針

道路、橋りょう、公園、上下水道などのインフラ施設については、住民生活の基盤となるものであり、重要度や優先度、利用度を踏まえ、中長期的な視点から適正な整備を図っていきます。

そのため、「規模」、「質」、「コスト」の観点から、マネジメントの基本方針を「社会経済情勢の変化や住民ニーズに応じた最適化」、「安全・安心の確保」、「中長期的なコスト管理」とします。

社会経済情勢の変化等による利用需要に応じた最適な施設の総量・配置を推進するとともに、安全性を確保した上で、業務の見直しによる管理費の縮減や、必要な機能を維持しながら長寿命化を図るなど、ライフサイクルコストの縮減を図ります。



（１）社会構造の変化や住民ニーズに応じた最適化

今後の人口減少による利用需要の変化や、社会経済情勢の変化により、インフラに求められる役割や機能、規模も変化していくものと考えられることから、老朽化対策の検討に際しては、防災機能やユニバーサルデザインへの配慮など、社会の要請への対応のほか、住民ニーズや利用需要に基づいた適正な規模と配置を図ります。

（２）安全・安心の確保

インフラ施設は、住民生活や経済活動を支える基盤であり、安全性や信頼性の確保は非常に重要であることから、予防保全型の維持管理を導入し、計画的な点検・修繕や定期的な大規模改修を行うことで、施設の安全性や良好な機能を確保します。

（３）中長期的なコスト管理

インフラ施設の必要な機能を維持していくためには、中長期的なライフサイクルコストの縮減や、費用負担の平準化を図る必要があります。

そのためには、計画的な予防保全を行い施設の長寿命化を図ることで、維持管理・更新等のライフサイクルコストを縮減するとともに、将来の修繕工事を計画的に分散させることにより費用負担の平準化を図ります。

（４）各インフラ施設の管理に関する方針

道路については、2019（平成31）年3月に策定した「舗装維持管理計画」や2021（令和3）年5月に策定した「道路附属物維持管理計画」に基づき、適切な維持管理に努めていくほか、マネジメントの基本方針に基づき、道路構造物などの既存ストックの長寿命化を推進し、コストの削減を図っていきます。

橋りょうについては、2020（令和2）年4月に策定した「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を行っていきます。

公園については、現在、維持管理に関する基本的な個別計画はありませんが、マネジメントの基本方針に基づき、安全・安心を確保した上で、各種公園施設を適切に維持管理していきます。

また、今後、施設の維持管理や適正配置に関する個別計画を策定するとともに、有料公園施設については、サービスの質や費用対効果などを踏まえ、指定管理者など民間活力の活用を検討します。

上水道については、2019（令和元）年度に策定した「愛川町水道事業経営戦略」¹¹に基づき、施設の適切な維持管理を行うとともに、健全な企業運営の確保に努めます。

下水道については、当面、「愛川町下水道中期ビジョン改訂版」（2021（令和3）年度～2030（令和12）年度）に基づき、人口減少などを考慮した効率的な事業を推進し、公衆衛生の向上に努めていきます。なお、2020（令和2）年度に地方公営企業法を適用したことから、同年策定の「愛川町公共下水道事業経営戦略」に基づき、健全な企業運営の確保に努めていきます。



¹¹ 経営戦略：資産の老朽化による大量更新時期の到来や、人口減少等に伴う料金収入の減少等により、公営企業の経営環境は厳しさを増していることから、経営基盤強化と財政マネジメントの向上を図るため、総務省が全国の公営企業に策定を要請しているもの。

第5章 計画の推進体制の整備

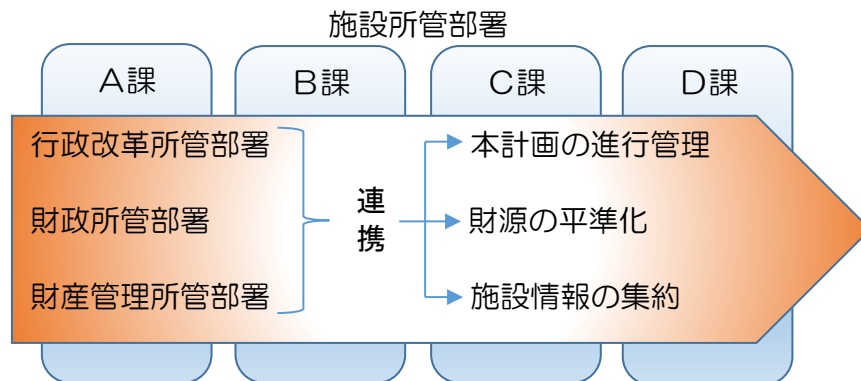
5.1 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

公共施設等の最適配置を図るため、長期的かつ総合的な視点から施設マネジメントを着実に実行する必要があります。

したがって、計画の推進にあたっては、全ての公共施設等に関する情報（維持管理・大規模改修・耐震化・長寿命化・更新等の履歴を含む。）を集約し、行政改革所管部署、財産管理所管部署及び財政所管部署が連携しながら横断的に調整することで、総合的な管理運営を行います。

また、本計画の基礎データとなる施設の利用状況や維持管理状況等の情報について庁内で共有するとともに、新地方公会計制度に基づく固定資産台帳データを活用して計画の見直しを行い、適時・的確な情報に基づく管理に努めます。

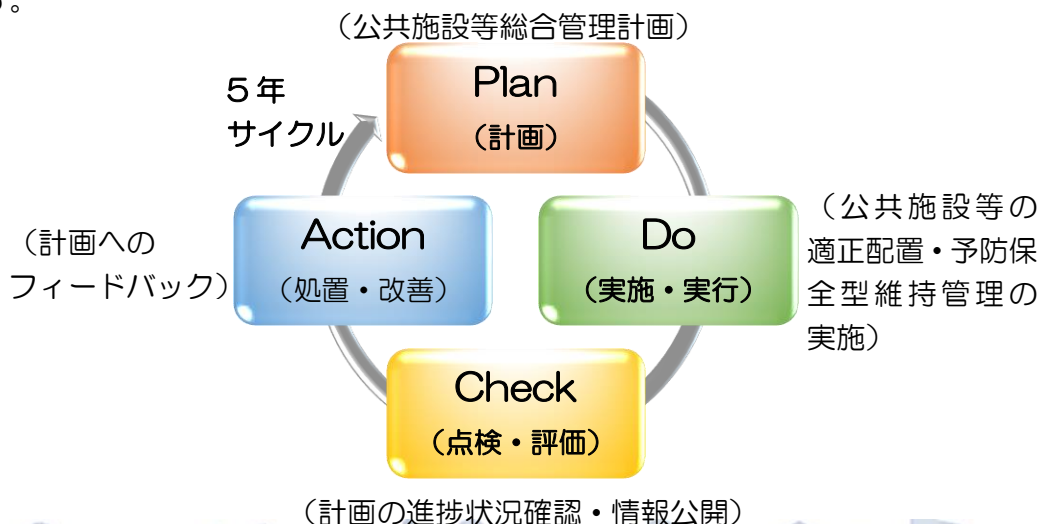
計画を推進するための実施体制



5.2 フォローアップの実施方針

本計画の実効性を確保するため、各施設所管部署において本計画を踏まえた施設類型別実施計画を策定するものとし、必要に応じて数値目標等を定め、その取組状況について毎年度進行管理を行います。

また、制度改正や社会情勢の変化等を踏まえ、原則5年ごとにPDCAサイクルにより本計画の点検・評価を行い、必要に応じて本計画の見直し・改訂を実施することで、適切な進行管理を行います。



5.3 職員のスキル・意識の向上

施設マネジメントの実施にあたっては、職員一人ひとりが将来の町の姿を見据え、経営感覚を磨き、広範な視点で公共施設等の最適配置を目指す必要があることから、情報の共有やマネジメントに関する研修等を通じ、職員のスキルと意識の向上を図ります。

5.4 官民連携の取組み

公共施設等に関する業務をすべて行政で担うことが困難な時代となっており、将来もその流れは変わらないものと予想されます。

したがって、指定管理者制度、包括的民間委託、PFIなどの官民が連携したPPP手法を取り入れ、民間企業が持つ様々なノウハウを活用しながら施設の設置や運営、改修や維持管理などを行い、サービスの維持向上及びコスト削減を積極的に検討します。

5.5 住民等との情報共有

本計画に基づき、公共施設等の統廃合等を実施する段階においては、広報あいかわやホームページなどを通じ、公共施設等に関する情報を積極的に開示することで、合意形成に向けた認識や課題の共有化に努めます。

また、将来にわたって住み続けたいと思えるようなまちづくりを進め、持続可能な行財政運営を行うためには、住民と行政が同じ方向を向き、連携協力して取り組む必要があることから、本計画の進行状況や見直し等については、町議会へ報告するとともに町ホームページ等で公表します。



愛川町公共施設等総合管理計画
平成 28 年度～令和 37 年度

策定年月：平成 29 年 2 月
改訂年月：令和 4 年 月
発 行：愛川町